

杉並区産業振興計画

平成 31～33 年度（2019～2021 年度）



杉並区

平成 31 年 1 月

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

目標ごとの計画内容

目標 1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち・・・・ 4

目標 2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、・・・・ 10
安全で住みやすいまち

目標 3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、・・・・ 16
やすらぎがあるまち

目標 4 安心して地元で元気に働き続けられるまち・・・・ 22

目標 5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち
・・・・ 27

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

はじめに

■計画改定の経緯と趣旨

平成25年4月に改定した杉並区産業振興計画は、「杉並区総合計画（10年プラン）」「杉並区実行計画（3年プログラム）」に基づき、平成25年度から33年度までの9か年の課題別計画として策定したものです。

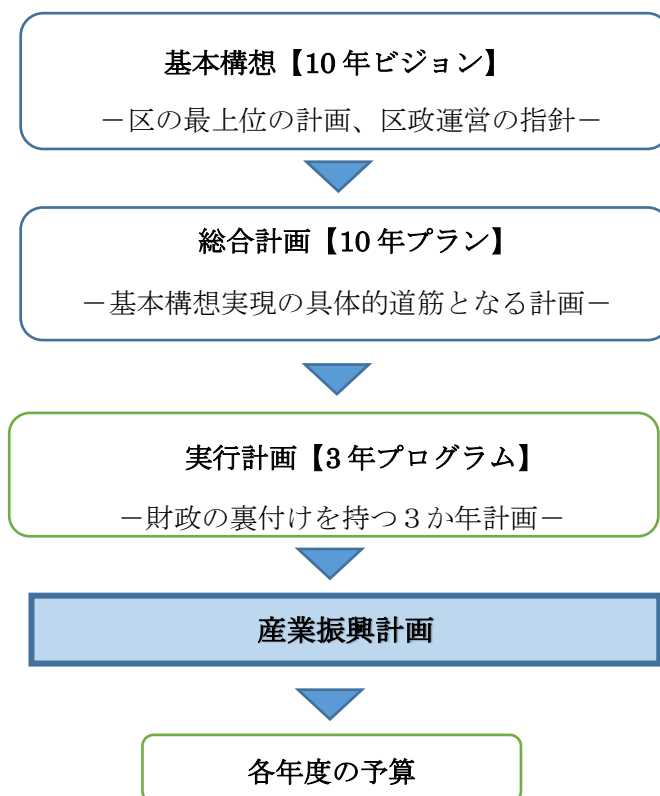
この計画では、「地域ににぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」を基本指針とし、産業振興の基盤整備に向け将来を見据えた5つの目標を定め、区と産業関係者が連携・協働し、各種の取組を進めてきました。

こうした中、この間の社会経済情勢の変化を的確に捕捉するため、区は平成29年8月から10月に産業実態調査を実施しました。この結果を基礎データとして、平成29年10月、産業振興審議会に対し、杉並区産業振興計画の改定に向け必要な事項の調査審議を行うよう諮問しました。

平成30年9月、これまでの取組に対する評価や意見がまとめられ提出された同審議会の答申を踏まえ、「杉並区総合計画（10年プラン）」「杉並区実行計画（3年プログラム）」の改定内容と整合を図るとともに、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法に定める地方計画を包含する計画として、杉並区産業振興計画を改定することとしました。

■計画の性格と位置づけ

この計画は、杉並区基本構想で示された将来像の実現に向けた目標を踏まえ、総合計画、実行計画の実行性を高めるため、産業振興分野における目標、基本的な方向性、取組・事業の体系を明らかにし、区と産業関係者の共通の指針とするものです。



■計画の体系

本計画では、「地域ににぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」とした基本指針及び5つの目標については、杉並区産業振興基本条例に基づくものであり、改定後の計画においても継続するものとししました。これに伴う実施すべき具体的な取組については、以下のとおりです。

基本指針	目標	取組
地域ににぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興	目標 1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち	人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり 創業・新たな事業展開への支援 経営基盤の強化 交流促進の場の整備
	目標 2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち	安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり 地域活性化の核となる商店街づくり 商店街の経営力向上の支援 商店街の組織力強化
	目標 3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち	都市農地保全への取組 地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮 都市農業の担い手育成と支援 都市農業への理解を深める取組
	目標 4 安心して地元で元気に働き続けられるまち	誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境の整備
	目標 5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち	杉並らしさを生かした観光事業の推進 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援 地域活性化の核となる商店街づくり【再掲】

■計画期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から総合計画の最終年度である平成33（2021）年度までの3年間とします。なお、社会経済状況の変化や法改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■計画の推進

計画を確実に推進していくために、目標達成に向けた事業の実施状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、計画の進捗状況や成果については、杉並区産業振興審議会や産業団体に報告し、評価や意見を求めています。

目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち

【目標が示す将来像】

住宅都市に調和した多様な産業が発展を続けることにより、まちに活気がもたらされています。

【現状と課題】

- 杉並区の総人口は、平成 25 年の約 54 万人から、平成 30 年には 56 万人を超えました。この間、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は増加する一方、生産年齢人口の割合は減少しており、今後もこの傾向は続く見込みです。
- 杉並区の事業所数と従業者数は、平成 24 年から平成 28 年までの 4 年間で事業所数は約 3 %、従業者数は約 2 %減少しています。産業分類別の事業所数を特別区部と比較すると、「建設業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」など、地域に密着した業種の比率が高く、住宅都市としての特色が表れています。
- 平成 29 年度杉並区産業実態調査によると、「過去 5 年間に売上高が増加した」と回答した事業所の割合は、平成 23 年度の調査に比べて増えています。しかし、「過去 5 年間に売上高が減少した」と回答した事業所の割合が多い状況は変わらず、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、依然として景気の先行きの不透明さは払拭できない状況にあり、中小企業には景気拡大の恩恵が大企業ほど浸透していない状況です。

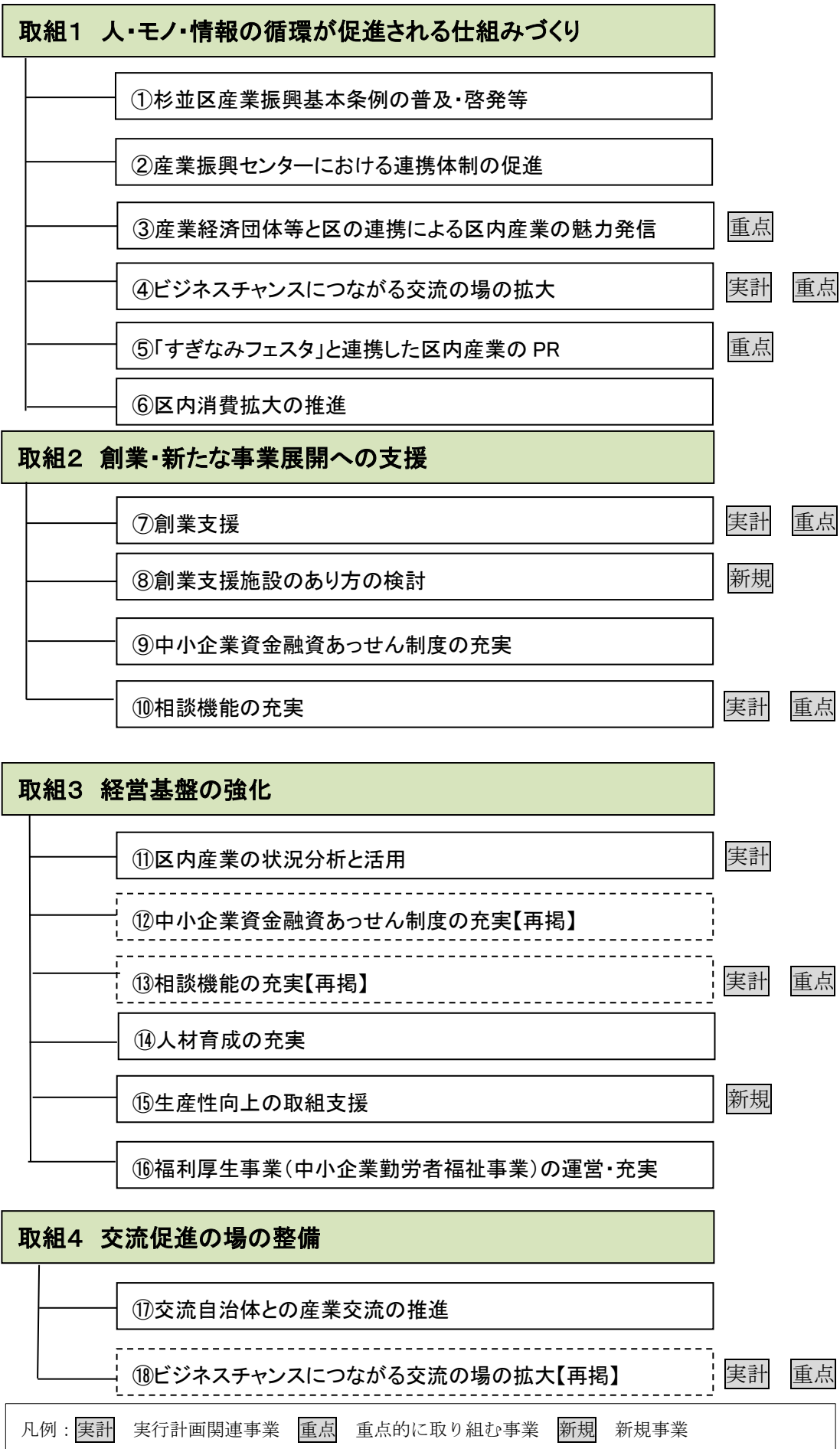
【基本的な方向性・取組の視点】

- 区内の魅力的な産業について積極的に情報を発信し、ブランド力を向上させることにより、地域の新たな産業の創出や消費拡大の原動力としていきます。また、事業者、産業団体及び区民等が共通の認識を持ち、相互に協力し合って産業振興の推進を図り、区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与していけるよう区の産業振興施策等を広く PR していきます。
- 杉並区は、卸売業・小売業をはじめ、飲食サービス業や不動産業、物品賃貸業など、区民の生活に直接かかわる産業がある一方で、建設業や製造業など秀でた技術や製品を持つ企業が拠点とするなど、多種多様な産業で構成されており、相互につながりがあります。この産業のつながりを意識し、区内での消費活動や交流、区内企業での就労や事業・技術の承継、区と事業者・異業種間での情報交換、情報共有や連携など、地域内で人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくりを進めていきます。
- 景気回復基調を続ける経済の現状・動向を踏まえ、新たな産業・事業者育成に向けた取組を促進するため、人材育成・事業承継への対策をはじめとし、融資あっせん制度の充実、創業支援や生産性向上の取組の推進など、経営基盤の強化を図っていきます。また、時機に応じた経済対策を進めていきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年度 (2019年度)	33年度 (2021年度)	
区内事業所数	19,246 所 (28年度)	—	20,000 所	経済センサス活動 調査 (総務省・経済産業省)
区内従業者数	157,249 人 (28年度)	—	158,000 人	

目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち



取組1 人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり

区内の魅力的な事業者や製品等を知り、区内で活用・消費することは、区内産業の活性化と発展につながります。また、区内産業の発展は、製品やサービスの質、生産性の向上を生み、さらに事業者や製品等の魅力を高め、消費者である区民のより良い生活につながることを期待できます。区内産業の魅力をブランド化して発信し、質の高い製品等の販売・消費へとつなげていくことで、地域内で人・モノ・情報が循環する取組を推進していきます。

①杉並区産業振興基本条例の普及・啓発等

区の産業は、商業や工業のほかに農業や観光・アニメなど幅広い産業で構成されています。平成26年4月1日に施行した「杉並区産業振興基本条例」に基づき、事業者、産業経済団体、区民、区が共通の認識を持って相互に協力し、産業振興の推進を図るため、条例の普及・啓発を図るとともに、産業経済団体への加入促進及び基盤強化を図り、産業経済団体の活動促進に取り組んでいきます。

②産業振興センターにおける連携体制の促進

区と産業経済団体が同じ施設の中で業務を行う「杉並区産業振興センター」において、日常的な意見交換や協働による事業実施に加え、産業振興センター関係機関連絡会の場を活用して恒常的に区内の産業振興に係る課題を共有し、緊密な連携を図りながら区内産業の振興を促進していきます。

③産業経済団体等と区の連携による区内産業の魅力発信 **重点**

区内事業者による優れた技術や他にはない製品、特徴のある事業者を紹介するPR活動の充実や、製品を手にする機会の創出など、区内産業の魅力を区内外に発信していきます。また、技術開発や経営基盤の強化などに優れた実績を上げ、地域産業の発展に貢献している区内事業者や製品のPRの強化を図ります。

④ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大 **実計** **重点**

杉並区内外の業種の異なる様々な事業者が、ビジネスの情報交換や人脈づくりを行い互いの経営資源を結びつけ、新たなビジネスチャンスにつなげることができるよう、異業種交流会を産業経済団体と区が連携して開催します。また、国や都、関連団体などが開催する交流会、展示会、ビジネスフェアなどに、より多くの区内事業者が参加・出展できるよう支援します。

⑤「すぎなみフェスタ」と連携した区内産業のPR **重点**

区内に多くある他に引けを取らない技術・商品を有している個性的な事業者を、区内外のより多くの人に知ってもらう機会として、産業や交流などをコンセプトにした「すぎなみフェスタ」と連携して、「パン祭り・スイーツフェア」「産業フェア」「農業祭」の開催や観光PR等に取り組みます。

⑥区内消費拡大の推進

産業経済団体との連携により、区内で生産された製品や農産物の購入推進や、杉並区内共通商品券による区内商店街の利用促進など、区内での消費拡大による経済循環を進めるとともに、区においては公共調達の一翼を担う区内事業者の活用促進に努めます。

取組2 創業・新たな事業展開への支援

「創業支援等事業計画」に基づき、情報通信技術を活用する事業など住環境と調和した産業の創業や、新たな事業展開を進める事業者を支援します。

※1 住環境と調和した産業・・・小さな事務所や、自宅を仕事場とできるもの。情報通信技術を活用する事業など住宅都市と調和した産業

⑦創業支援 **実計** **重点**

創業までの手続きや資金計画の立て方など、創業に必要な知識を体系的に学ぶことができる創業支援セミナーを実施します。また、創業した人たちの経験から学ぶワークショップを実施するなど、創業から創業後の順調な発展につながる支援を充実させていきます。

⑧創業支援施設のあり方の検討 **新規**

創業支援施設「阿佐谷キック・オフ/オフィス」のこれまでの運営や実績を検証するとともに、時代に即した創業支援とするため、総合的な検討を行います。

⑨中小企業資金融資あっせん制度の充実

創業や事業拡張の一層の活性化や変化の激しい社会経済情勢に的確に対応するため、中小企業資金融資あっせん制度の充実・見直しを行っていきます。

⑩相談機能の充実 **実計** **重点**

社会経済や地域の事情に詳しい相談員によるきめ細かな相談や経営アドバイス、産業経済団体や都と連携した、相談内容に応じた的確な相談窓口を構築することにより、相談体制・相談機能の強化を図っていきます。また、土曜相談窓口として図書館を活用した創業・経営相談を実施します。

取組3 経営基盤の強化

区内事業者の多くが直面する厳しい経営状況に対応するため、中小企業資金融資あっせん制度や相談機能の充実、次代を担う人材の育成や事業・技術の承継、生産性向上の取組の推進など、経営基盤の強化を支援します。

⑪区内産業の状況分析と活用 **実計**

区内中小企業の実態と動向を把握し、現在の経済環境が区内の各業種、企業にどのような影響を及ぼしているのか、また今後この状況はどのようになると予想されるのか、区内産業の現状や課題を分析するとともに、それらを関係事業者と共有しながら産業支援策を進めていきます。

⑫中小企業資金融資あっせん制度の充実【再掲(P8)】

⑬相談機能の充実【再掲(P8)】 **実計** **重点**

⑭人材育成の充実

区内事業者が実施する経営者・人事担当者セミナーや新規採用者研修などの事業承継のための後継者育成事業を支援することで、区内産業が持続的に発展する基盤を整備します。

⑮生産性向上の取組支援 **新規**

「生産性向上特別措置法」に基づき、区内中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて行う、労働生産性向上の取組を支援します。

⑯福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実

区内中小企業等の労働環境の向上と雇用の確保につながり、勤労者一人ひとりの仕事と生活の状況に合った多様なサービスを提供するため、4区(豊島区、北区、荒川区、杉並区)統合による一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター(愛称:フレンドリーげんき)でスケールメリットを生かした中小企業勤労者福祉事業の充実を図ります。

取組4 交流促進の場の整備

自治体や業種の枠を超えて活発に交流できる場を拡げていくことは、産業の活性化にもつながります。産業経済団体と協力し、異業種交流会の共同開催や交流自治体との交流事業の実施などにより交流促進の場を整備していきます。

⑰交流自治体との産業交流の推進

交流自治体と連携した即売会などの様々なイベントを契機とした新たなビジネスマッチングの創出等、区と交流自治体の産業発展につながる相乗効果を生み出していきます。また、交流自治体におけるふるさと就労体験など、交流自治体との連携による人的交流などを進めていきます。

⑱ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大【再掲(P7)】 **実計** **重点**

目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

【目標が示す将来像】

商店街が地域の核となり、まちににぎわいと活力が生まれ、人々の交流やつながりが深まり、良好な住環境と調和した居心地の良いまちになっています。

【現状と課題】

- 区民の購入動向として、平成 29 年度杉並区産業実態調査における前回調査（平成 23 年度）との比較では、商店街を「毎日利用する」「週に 2～3 回利用する」区民の割合は 47.8%から 37.4%に減少し、区民の商店街利用頻度が低下しています。一方で、インターネットショッピングを「頻繁に利用する」「時々利用する」区民の割合が 55.3%から 75.7%、宅配サービスを「頻繁に利用する」「時々利用する」区民の割合は 25.9%から 48.3%にそれぞれ大きく増加しており、店舗以外での購入手段を利用する傾向が強まっています。
- 商店街の必要性について、第 50 回杉並区区民意向調査（平成 30 年 5 月実施）では、「なくなると買物が不自由になる」（40.8%）、「まちのにぎわいや安全・安心に必要」（39.4%）、「地域交流の場として必要」（3.8%）など、90.5%の区民が、商店街は必要と感じています。商店街には日常生活に必要な商品・サービスを提供することに加え、生活にうるおいと豊かさを提供する安全・安心な地域の拠点としての役割が求められています。
- 総務省・経済産業省による「経済センサス - 活動調査」では、杉並区の小売業の事業所数は、平成 24 年の 2,487 事業所から、平成 28 年の 2,500 事業所とほぼ横ばいとなっていますが、平成 29 年度杉並区産業実態調査では、商店街組織に「加入している」店舗の割合は、平成 23 年度の 67.5%から平成 29 年度 61.2%と減少しています。未加入事業者の商店街組織への加入促進を図るとともに、商店街に多様な人材が関わるができる環境を整え、商店街の活動力を強化していく必要があります。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 駐輪場や休憩スペースの設置、街路の段差解消などの施設環境の改善に加え、防犯カメラの新規設置や更新、装飾灯の LED 化をはじめとする整備助成により、安全で快適な商店街環境の整備を促進していきます。また、支えあい、誰でも使いやすく、おもてなしの心が伝わるやさしい商店街の「心のバリアフリー」を進めていきます。
- 地域特性を重視し、まちの将来を展望した商店街の取組を積極的に支援することにより、区民の日常生活の利便性を向上させるとともに、魅力ある商店街づくりを進めます。

- 店主の高齢化や後継者不足など、意欲がありながらも活動力が低下している商店街に対し、外部人材の活用や地域団体との連携など、商店街の実情に寄り添った様々な支援を行っていきます。
- 商店街の組織機能を強化するため、商店街と区が連携協力して商店街への加入を促進するとともに、複数の商店街が連携した事業の実施や、組織の再編など、スケールメリットを生かした取組を支援していきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年度 (2019年度)	33年度 (2021年度)	
チャレンジ商店街サ ポート事業 ^{※1} の創出	4事業 (29年度)	5事業	5事業	
区内小売業の年間商 品販売額	3,774億円 (28年度)	—	3,800億円	経済センサス活動 調査 (総務省・経済産業省)

※1 チャレンジ商店街サポート事業・・・商店街の活性化に向け、意欲がありながらも人材の不足などの要因から活動力が低下している商店街を、商店街会員以外の企業・団体がサポートするために必要な事業費の一部を区が補助する事業

目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

取組1 安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり

①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進

実計 重点

②快適に買い物ができる商店街施設等整備への支援

③商店街「心のバリアフリー」の推進

取組2 地域活性化の核となる商店街づくり

④地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進

実計 重点

⑤商店街からの提案事業への支援

重点

⑥地域団体と連携した活性化の取組の推進

新規

取組3 商店街の経営力向上の支援

⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の促進

実計 重点

⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化

⑨若手事業者への支援

実計

⑩新たな商店街活性化策の検討

実計 新規

取組4 商店街の組織力強化

⑪商店街への加入促進による組織機能の強化

重点

⑫スケールメリットを生かす事業、基盤強化への支援

取組1 安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり

商店街は、商品の販売やサービスの提供に加え、まちのにぎわいを創出し、人と人とがふれあう地域の貴重な財産です。区民の生活にうるおいと豊かさを与え、それぞれのライフスタイルに応じて安全・安心に利用できる生活支援拠点としての商店街づくりを支援します。

①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進 **実計** **重点**

防犯カメラの新規設置や既存のカメラの更新、装飾灯のLED化等の整備に要する経費の一部を助成することにより、地域の防犯対策、省エネルギー化を促進し、安全・安心で環境にやさしい商店街づくりを支援します。

②快適に買い物ができる商店街施設等整備への支援

駐輪場や休憩スペースの設置など、区民が便利で快適に買い物ができる環境を整えるために商店街が実施する供用施設等の整備を支援します。

③商店街「心のバリアフリー」の推進

高齢者や障害者などへ状況に応じた適切な声かけや必要な手助けを行うなど、誰もが人と人とのつながりや居心地の良さを感じることができ、商店街のおもてなしの心が伝わる「心のバリアフリー」の取組を推進します。

取組2 地域活性化の核となる商店街づくり

地域住民や商店街関係者等とまちの将来像を共有し、ハードとソフトの施策の有機的な連携によるにぎわいの創出などに取り組むことで、魅力的なまちの中心となる、活力ある商店街づくりを進めます。

④地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進 **実計** **重点**

商店街の立地条件や地域が持つ歴史、自然環境、文化などの特性が生かされた、将来のまちづくりにつながる商店街の取組を積極的に支援します。

⑤商店街からの提案事業への支援 **重点**

地域ブランドづくりや個店への立ち寄りを促す街バル^{※1}・街ゼミ^{※2}や、文化・芸術団体等様々なアーティストが活動を行うことで集客力や回遊性を高めるイベントなど、地域経済の活性化や地域コミュニティの醸成が期待できる、商店街が提案する様々な取組を支援します。

※1 街バル・・・前売りのチケットを購入し、参加店の飲み歩き、食べ歩きをするイベントのこと

※2 街ゼミ・・・店主などが講師となり、プロならではの専門知識や情報、コツを参加者に提供するイベントのこと

⑥地域団体と連携した活性化の取組の推進 **新規**

商店街等が町会や自治会、NPOなどの地域団体と連携し、商店街を含めた地域一帯のにぎわい創出に向けて行う取組を支援することにより、地域の活性化を推進していきます。

取組3 商店街の経営力向上の支援

高齢化や後継者不足により活動力が低下している商店街に対し、外部人材を活用した支援を行うとともに、これからの商店街を支える人材の育成を図るため、商店街の若手事業者が主体となる取組を支援します。また、社会経済情勢の変化に対応した新たな商店街活性化策について、商店街と連携し検討を行っていきます。

⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の促進 **実計** **重点**

意欲がありながらアイデアや実行力に不安がある商店街の活性化を図るため、民間企業やNPO等の外部人材が積極的に関わり、商店街を強力にサポートする取組を支援します。

⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化

商店街が抱える課題の解決に向け、幅広い分野の知見を持つ専門家を「商店街アドバイザー」として派遣し、商店街の組織活動や経営力の強化に向けた支援を行います。

⑨若手事業者への支援 **実計**

これからの商店街を担う人材の育成や組織力強化を図るため、商店街の若手事業者を中心に構成されたグループによる、意欲的で工夫とアイデアが盛り込まれた取組を支援します。

⑩新たな商店街活性化策の検討 **実計** **新規**

社会経済情勢に伴う区内消費の落ち込みや購入手段の多様化など、商店街を取り巻く環境の変化に対応した新たな商店街活性化策について、商店街と連携し検討を進めていきます。

取組4 商店街の組織力強化

商店街と区が連携し、商店街を構成する個店の商店街への加入促進を図るとともに、複数の商店街が連携することによるスケールメリットを生かした取組や、商店街組織の再編を積極的に支援し、商店街の組織力を強化します。

⑪商店街への加入促進による組織機能の強化 重点

商店街が、まちのにぎわいや地域の活力を創出する中心的な役割を果たすため、商店街と区が一体となって加盟店の増に取り組み、商店街の経営力や活動力の向上を図ります。あわせて、個店・チェーン店・大型店が協力する体制づくりを促進し、商店街の組織力強化を図ります

⑫スケールメリットを生かす事業、基盤強化への支援

複数の商店街が共同で行うイベントの実施や、組織力・活動力の向上を目指す商店街組織の再編など、スケールメリットを生かした取組を支援します。

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

【目標が示す将来像】

区民にやすらぎを与える都市農地が保全され、安全・安心な杉並産農産物が食卓に並ぶことにより区民の心とからだを支えています。

【現状と課題】

- 「節成キュウリ」、「豊多摩早生（栗）」など、かつては、これらの特産品をはじめ、多くの農産物が区内で生産されていました。都市化などにより、農産物の生産量は大きく減少しましたが、現在でも、安全・安心で高品質な農産物が区内で生産されています。また、食育への関心や新鮮な農産物を求める区民の声も高まっています。
- 農地の減少とともに、高齢化や後継者不足により農業の担い手も減少しています。平成 22 年から平成 30 年までの 8 年間で、農地は約 16%、農家数では約 21%減少しています。また、平成 22 年に約 3 億 4,000 万円だった農業産出額は、平成 28 年には約 3 億 1,700 万円と約 2 千 300 万円の減となっています。都市農地は、安全で新鮮な質の高い農産物の生産の場に加えて、ヒートアイランド現象を緩和する環境保全、災害時のオープンスペースとなる防災空間、心やすらぐ緑地空間、即売会・直売会等を通じた地域住民の交流の場、農作業を通じた体験・学習の場など、多様な機能を発揮しています。平成 29 年度杉並区産業実態調査では、区民の約 7 割は都市農地を「貴重な緑地として保全」されることを希望しており、「新鮮な農産物の生産の場」「農作業を学び楽しめる場」として期待されています。
- 平成 27 年 4 月の都市農業振興基本法の制定により、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方が示されました。その後、生産緑地法の一部改正^{※1}、税制改正^{※2}、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されるなど、農地保全のための環境整備が行われてきており、都市農地の保全に区としてもより一層努めていく必要があります。

※1 生産緑地法の一部改正（平成 29 年 2 月）・・・指定下限面積要件の緩和、特定生産緑地制度の創設など

※2 平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月）・・・特定生産緑地相続税納税猶予の適用など

※3 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定（平成 30 年 6 月）・・・貸借要件の緩和

【基本的な方向性・取組の視点】

- 農地の減少を食い止め、都市農地の持つ多様な機能に対する区民の期待に応えられるよう、農業委員会、JA（農業協同組合）、農業関係者などと連携を図り、農地保全に必要な要望を把握し、情報を収集するとともに、制度改正等について、農地所有者に十分理解してもらうための取組を進めます。

- 意欲のある農業者や高齢等のため営農を継続することが困難な農業者に対し、農業委員会やJA、農業者等と連携しながら、安全で新鮮な農産物が安定的に生産できるよう支援します。
- 地産地消の推進に向けて、杉並産農産物の生産と消費の拡大を進めるとともに、学校給食・区内飲食店への食材提供や生産者の顔が見える販売方法、地産地消マーケットの展開など、杉並産農産物と消費者の食卓を積極的に結びつけていきます。
- 安全で新鮮な質の高い杉並産農産物のPRを図るとともに、都市農地が持つ環境保全機能、防災機能、体験・学習機能など、多面的な機能を発揮することにより、その魅力と必要性をより多くの区民に理解してもらえよう情報発信を強化します。また、区内の農地を活用した農業と福祉の連携事業の実施に向けて、福祉等関連部署と連携して具体的な検討を進めます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年度 (2019年度)	33年度 (2021年度)	
区内の農地面積	42.88ha (30年度)	—	42.88ha	
区内農業産出額	3億1,700万円 (28年産)	—	3億7,000万円	農作物生産状況調査(東京都産業労働局)
貴重な緑地として農地を保全して欲しいと思う区民の割合	72.9% (29年度)	—	80%	杉並区産業実態調査

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

取組1 都市農地保全への取組

①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携

重点

②生産緑地地区の適正管理・指定等のための啓発活動

実計

重点

取組2 地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮

③地産地消マーケットの推進

実計

重点

④農業体験事業の拡充

実計

⑤防災兼用農業用井戸の整備促進

実計

⑥杉並産農産物の魅力向上、ブランド化

⑦農業と福祉の連携

実計

新規

重点

取組3 都市農業の担い手育成と支援

⑧農業の維持・継続の支援

実計

⑨ボランティア等の活用支援

実計

⑩交流自治体との産業交流の推進【再掲】

取組4 都市農業への理解を深める取組

⑪各種イベント、観光事業等との連携

⑫他自治体等との協働事業の実施

⑬各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信

実計

重点

取組1 都市農地保全への取組

区の貴重な財産である農地を保全するための関係法令や税制などの説明を丁寧に実施していくとともに、都市農地を取り巻く様々な課題に対し、関係機関と連携しながら、その解決に向けた取組を進めていきます。また、新たな関係法令等のもと、効果的な支援制度について検討します。

①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携 **重点**

都市農地の保全について、農地法、生産緑地法などの農地関係法令や相続税等の税制度などの改正・改善に向け、国、東京都をはじめ、農業委員会、J A、東京都農業会議、他区等と連携・協議を進めます。

※1 ②生産緑地地区の適正管理・指定等のための啓発活動 **実計** **重点**

適正な耕作が行われるよう農地パトロール等による管理を行っていきます。また、生産緑地の追加指定や特定生産緑地^{※2}の指定に向け、働きかけを行っていくとともに、新たに制定された生産緑地の貸借制度^{※3}の適正な活用に向けた取組を行います。

※1 生産緑地・・・生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間（30年）保全する地区。

生産緑地の指定を受けると、農地として適正に管理しなければならない一方、税制面で優遇措置が適用されます

※2 特定生産緑地・・・生産緑地の指定から30年を経過する前に特定生産緑地の指定を受けることにより、さらに10年延長し保全する地区

※3 生産緑地の貸借制度・・・都市農地の貸借の円滑化に関する法律（生産緑地を対象とした法律）が制定され、生産緑地の貸借が可能となりました。また、区・J A以外の法人等も生産緑地を貸借し区民農園を開設することが可能となりました

取組2 地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮

貴重な農地を保全し、後世に引き継いでいくために、杉並産農産物の生産・流通・普及・利用の各要素の充実を図り、地産地消を推進します。また、区民農園などの農業体験事業を通じて、区民が気軽に農業とふれあえる機会を創出・拡充し、農地が、交流・体験・学習・憩いの場となるよう取組を進めます。さらに、防災兼用農業用井戸の整備促進により、防災空間としての機能の充実を図り、都市農地の持つ多面的機能を発揮していきます。

③地産地消マーケットの推進 **実計** **重点**

各農家が個別に行っている直売所やJ Aが主催する即売会について、種類や量、開催頻度などが充実するよう、取組を支援します。また、杉並産農産物が、商店街等の区民に身近な場所で気軽に購入でき、かつ、区内飲食店や学校・区施設などで広く利用されるよう、各農業者の生産力向上の取組や生産時期等の計画策定、農産物の納入

などを支援するとともに、民間事業者の視点など、幅広く意見を取り入れ、新たな地産地消の取組につながる流通システムを検討します。

④農業体験事業の拡充 **実計**

区内農園や農業体験農園、成田西ふれあい農業公園などでの作付段階から収穫までの農業体験や講座・イベントを通じて、区民に農業への親しみ、収穫の喜びを感じてもらふ様々な取組を実施します。

⑤防災兼用農業用井戸の整備促進 **実計**

平常時は、農業用水として良質な農産物生産に活用し、災害時には、近隣住民の生活用水として活用ができる防災兼用農業用井戸の整備を促進するとともに、農地が持つ防災機能について区民に周知する取組を実施します。

⑥杉並産農産物の魅力向上、ブランド化

区内農業者の活動を支援するとともに、農業者やJ A、農業に関連する教育機関等と連携しながら、上井草二丁目団体利用農園や成田西ふれあい農業公園の圃場を活用し、消費者のニーズにあった品種の生産や有機農法での栽培促進など「杉並産農産物」の魅力向上やブランド化を検討・研究していきます。

また、商店街や観光事業との連携やアニメを活用したPRなど、新たな視点で都市農業の魅力向上につながる取組を検討します。

⑦農業と福祉の連携 **実計** **新規** **重点**

農作業は、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康の増進、若者等の就労支援のほか、収穫した農産物を福祉施設等に提供することで、その運営への寄与も期待されます。これらのことを踏まえ、区内の農地を活用した農業と福祉の連携事業の実施に向けて、福祉等関連部署と連携して具体的な検討を進めます。

取組3 都市農業の担い手育成と支援

農業者の営農意欲を喚起し、農業所得の向上を図り、農業が継続できるよう支援を行っていきます。また、農業者に対し区民ボランティアを派遣するなど、必要な支援を行います。

⑧農業の維持・継続の支援 **実計**

区内農業を維持・継続するための補助制度について農業者の意見を反映し充実を図り、農業の担い手が農業を継続できる環境を整えていきます。農業の担い手に対する耕作指導や新たな品種栽培指導の充実、資機材等に対する支援などをJ A等と連携しながら実施するとともに、杉並産農産物を使った食育事業やレシピ作成など女性の視点を生かした取組についても支援します。

⑨ボランティア等の活用支援 **実計**

高齢等の理由から耕作が困難又は不十分となった農業者に対し、農業が継続できるよう、耕作意欲のあるボランティア等の活用を支援していきます。

また、成田西ふれあい農業公園で実施した「農にふれあう講座（年間講座）」の受講修了生を対象に同公園のサポーター制度を立ち上げ、農作業やイベントの補助、ステップアップ研修など農にふれあう機会を継続することにより、その活動を支援します。

これらの支援を通して、新たな農業の担い手の育成につなげていきます。

⑩交流自治体との産業交流の推進【再掲(P9)】

取組 4 都市農業への理解を深める取組

多様な媒体、機会を活用し、都市農地の持つ多面的な機能を区民にPRするとともに、区の各種事業やイベント、協働事業の実施などを通じて、積極的な啓発活動を行います。

⑪各種イベント、観光事業等との連携

農地は、区の豊かなみどりを支える礎です。教育や福祉等の事業や地域で行われるイベント、観光事業等と連携を進めます。

⑫他自治体等との協働事業の実施

「都市農地を守ろう！^{※1}」を合言葉に、JA及び世田谷区との協働事業「アグリフェスタ」や収穫体験等の事業を実施し、区民の都市農地に対する愛着と理解を深める啓発活動を推進します。

※1 「都市農地を守ろう！」共同宣言：平成23年11月18日、東京中央農業協同組合と杉並区、世田谷区が連携し、都市農業の振興及び農地保全への理解を深めるとともに、国等に対して大きな転換を求める気運を高めることを目的として行われた共同宣言。一連の法改正が進んだことから、平成29年度からは「未来へつなごう都市農業」を合言葉にして開催。

⑬各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信 **実計** **重点**

環境保全機能、防災機能、体験・学習機能など都市農地の持つ多面的な機能や魅力を広く発信することにより、都市農業・農地保全の大切さについて、区民の理解促進を図ります。また、杉並産農産物の販売情報や生産者情報などについて、多様な媒体、機会を活用して発信し、PRを図ります。

目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

【目標が示す将来像】

仕事と生活を無理なく両立できる魅力的な区内の企業で、誰もが自分らしく安心して働いています。

【現状と課題】

- 穏やかな回復基調が続く経済・雇用情勢の中、平成30年3月の全国の完全失業者数は173万人、完全失業率は2.5%となっています。年齢階級別では、15～24歳は3.8%、25～34歳が4.0%、その他は2%以下と、他の年代と比べて若者の失業率は高い水準にあります。ハローワークと連携した区内における職業紹介機能強化や若者への就労支援の充実が必要です。
- 新規学卒者の就職率は改善が進んでいるものの、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者、また就職しても3～4割の者が3年以内に離職している状況であり、区内産業・企業活動の停滞を引き起こす懸念があります。
- 区内には、就労意欲がありながらも、生活や家族、健康などに不安を抱え、また、高齢等の理由により、就労に結びついていない人が多数潜在しています。また、女性が結婚、出産、育児等を経験しながらキャリアを継続していく必要があるほか、離職した女性でも再就職できるように支援していくことは、女性の活躍推進の面だけでなく、労働力確保の観点からも非常に重要となっており、勤務地や職種などの希望に寄り添ったきめ細やかな支援が望まれています。
- 誰もがより充実した生活を送り、成長しながら働くことができ、また、企業にとっても、持続的な発展のため社員が力を十分に発揮できる取組として、ワーク・ライフ・バランスの実践が望まれています。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 就労意欲がありながらも、生活や家族、健康などの不安（就労阻害要因）を抱えているために就労に結びついていない人を掘り起こし、就労準備相談から就職後の定着まで、求職者一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていきます。また、生活自立支援や障害者就労などの区関係部署と連携を密にして、横のつながりを持った支援を進めます。
- 区内企業と区が連携・協力し、区内産業の魅力や情報を積極的に発信するとともに、求人開拓や中間的就労の場の確保、区内企業の講師を招いたセミナーを開催するなど、就労意欲のある人材と区内企業を結びつけるための取組を進めていきます。
- 誰もが社会の中で自分らしい生き方を選択でき、その生活の状況や希望に応じて、仕事と生活を無理なく両立できる働きやすい環境を整備していく必要があります。企業や事業主の理解と協力を得て、社会全体でワーク・ライフ・バランスを更に進めていきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年度 (2019年度)	33年度 (2021年度)	
就労準備相談等から 就職に至った人数	126人 (29年度)	150人	150人	
就労準備相談・心と しごとの相談利用人数	1,851人 (29年度)	2,150人	2,150人	
ワーク・ライフ・バ ランスに関心があ る、またはすでに取 り組んでいる事業所 の割合	54.3% (29年度)	—	65%	杉並区産業実態調査

目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

取組1 誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり

①相談者に寄り添った伴走型の支援	実計	重点
②関係部署との連携による支援体制の強化	実計	重点
③若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援	実計	新規

取組2 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進

④区内企業の魅力を伝えるPR活動	実計	
⑤新たな人材の登用につながる求人開拓	実計	重点
⑥社会参加・中間的就労の場の確保	実計	重点
⑦区内学校等との連携		

取組3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境の整備

⑧ワーク・ライフ・バランスの啓発促進		
⑨勤労者の健康づくり支援		
⑩福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実 【再掲】		

取組1 誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり

就労支援センターでは、区とハローワーク新宿が一体となって、若者等の就労を支援しています。就労意欲がありながらも就労機会が得られない人や、生活や家族、健康などに不安（就労阻害要因）を抱えており支援が必要な人など、一人ひとりの状況にあった働き方ができるように支援していきます。

①相談者に寄り添った伴走型の支援 **実計** **重点**

就労支援センターの「若者就労支援コーナー（愛称：すぎJOB）」では、就労について様々な不安や問題を抱えているなど、直ちに就職に結びつきにくい人等に対し、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、そのプログラムに基づいた就労準備相談、職業紹介から就職後の定着支援まで、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

②関係部署との連携による支援体制の強化 **実計** **重点**

就労支援センターがウェルファーム杉並に移転したことを生かして、福祉等関係部署との更なる連携・情報共有を密にし、利用者にとってより効果的な就労支援を行っていきます。さらに、ニートなどの潜在的な若年無業者や就労阻害要因があり就職活動に踏み出せない若者に対し、「ジョブトレーニングコーナー（愛称：すぎトレ）」の「ワークルーム」において、実際の職場と同じようなOA作業や事務作業を体験することにより、働くことへの自信と働き続ける力を育てます。

③若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援 **実計** **新規**

年齢や性別により左右されることなく、誰もが就労できるよう支援を充実させていきます。特に女性、高齢者に関しては、家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じその能力を十分に発揮できるよう、セミナーの開催や提供する求人情報の拡充を図るなど、更なる就労支援に取り組みます。

取組2 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進

地域経済を発展させ、地域貢献の担い手を確保するためには、地域への愛着を持った区内在住の優れた人材を区内企業につないでいくことが必要です。区内企業との連携を強化し、企業の魅力や情報発信の充実を図るとともに、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」による求人開拓や、区内学校との連携による就職活動の支援など、区内の人材と区内企業を結びつける取組を進めます。

④区内企業の魅力を伝えるPR活動 **実計**

就労支援センターの企業PRコーナーの充実やホームページ、フェイスブックの活用、企業の特徴や仕事内容を知るセミナーを実施し求職者に提供することにより、就職に結びつけていきます。

⑤新たな人材の登用につながる求人開拓 **実計** **重点**

近隣区や関係機関と連携し、合同就職面接会やミニ面接会・ツアー面接会を実施するとともに、就職活動に役立つ知識や技術を習得できる各種セミナー等の充実を図ります。また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」の充実を図り、区内事業所の求人情報を区民等に広く情報提供し、人材確保の支援を行うとともに、就労を希望する区民等の支援を図っていきます。

⑥社会参加・中間的就労の場の確保 **実計** **重点**

様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結びつかない人に対し、NPO団体、福祉施設や企業と連携しながら、ボランティア活動などの社会参加の場や事業所訓練などの中間的就労^{※1}の場を確保します。

※1 中間的就労・・・一般就労につながりにくい要因を抱えている人が、日常生活の自立や社会参加のために働く就労機会のこと

⑦区内学校等との連携

区内の大学、専門学校、高校と連携して就職活動の現状把握に努め、就職先が決まっていない学生や中途退学者を就労支援センターの就労準備相談や、就労準備プログラムにつながるよう取り組んでいきます。また、区内企業の職場見学や、インターンシップの受入れを推進していきます。

取組3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境の整備

子育てや介護をしながらの就労など、生活を大事にしつつ多様な形で働くためには、企業や事業主の理解と協力が欠かせません。ワーク・ライフ・バランスの理念を普及・啓発するとともに、勤労者の福利厚生事業の充実を図るなど、自分らしい生き方にあった労働環境の整備に向けた支援を行います。

⑧ワーク・ライフ・バランスの啓発促進

事業者や勤労者を対象とした各種セミナー・イベントなどの機会を活用し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の充実や学習機会の拡充を図っていきます。あわせて、関係部署と連携した講演会等に取り組んでいきます。

⑨勤労者の健康づくり支援

区が実施する中小企業勤労者福祉事業においては、健康増進事業を重点的に実施し、近年の労働環境の中で大きな課題となっているメンタルヘルスに関する講演会や相談会などを開催し、誰もが健康で働き続けられるよう、勤労者の心とからだの健康づくりを支援していきます。

⑩福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実【再掲(P9)】

目標5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち

【目標が示す将来像】

区内各地域の特性を最大限に生かし、杉並の魅力伝えることによって、区内外から人が集い、にぎわいが生まれ、地域産業が活性化しています。

【現状と課題】

- 日本を訪れる外国人は、平成29年は約2,870万人、平成30年には上半期で約1,500万人を超え、増加しています。国では、訪日外国人数について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32(2020)年には4,000万人、平成42(2030)年には6,000万人を目標に掲げるなど、今後も増加が見込まれます。杉並区の認知度を高めるとともに、日本人旅行者を含めた観光による大きな消費活動を区内に取り込んでいくことが期待されています。
- 「東京高円寺阿波おどり」や「阿佐谷七夕まつり」、居酒屋、音楽、古着などの「中央線文化」をはじめとして、長年、区民の生活の中で培われてきた歴史的文化的資源が区内全域にわたり多数存在しています。外国人旅行者の志向が、日本文化等の「体験」へ大きく変化している中、こうした資源を生かし、杉並区ならではの体験プログラムを開発する必要があります。
- アニメ制作会社が日本一集積する(平成28年一般社団法人日本動画協会調査)杉並の地域特性を踏まえ、アニメ産業への支援と、アニメを活用した地域のにぎわい創出につながる取組を進めていくことが望まれています。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 地域の持つ特長や課題を、産業振興、都市整備など様々な角度から見つめ直し、ハードとソフトの有機的な連携のもと、良いまちを作っていきたいという地域の思いに応えるとともに、区外、国外の方々が訪れたい魅力あるまちづくりを進めていきます。
- 杉並の文化・芸術・歴史、各種イベントや祭り、個性的な店舗など杉並の「良さ」、「らしさ」に焦点を当て、これらを集客につながる観光資源として効果的に情報発信することで、地域の集客力を高め、にぎわいと商機の創出につなげていきます。
- アニメ事業者と区との協力関係を強化し、アニメ事業者に対する支援と地域の活性化につながる連携体制を構築していきます。またアニメーションミュージアムを観光の拠点として、アニメの持つ魅力や影響力を商店街振興など広く地域で生かしていく取組を進めていきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年度 (2019年度)	33年度 (2021年度)	
中央線あるあるプロジェクト Facebook「いいね」数(累計)	8,452件 (29年度)	10,300件	12,000件	
アニメーションミュージアム来館者数	59,861人 (29年度)	80,000人	80,000人	

目標5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち

取組1 杉並らしさを生かした観光事業の推進

①来街者の誘致を図り「にぎわい」を生む情報発信	実計	重点
②区民との協働による杉並の魅力発信	実計	
③多言語化などインバウンド対応への取組	実計	重点
④地域との連携・協働による「杉並魅力創出事業」の推進	実計	新規
⑤来街意欲の喚起に向けた取組	実計	

取組2 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援

⑥アニメーションミュージアムを活用したにぎわい創出の推進	実計	重点
⑦アニメ産業発展に向けた支援の充実	実計	
⑧杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」の活用促進	実計	

取組3 地域活性化の核となる商店街づくり【再掲】

⑨地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進【再掲】	重点
⑩商店街からの提案事業への支援【再掲】	重点
⑪地域団体と連携した活性化の取組の推進【再掲】	新規

取組1 杉並らしさを生かした観光事業の推進

良好な住宅都市の中で育まれた杉並らしい文化や魅力を観光資源として、商店街をはじめとした地域と連携・協働し、区外からの来街者の誘致を図る観光事業を推進します。

①来街者の誘致を図り「にぎわい」を生む情報発信 **実計** **重点**

区内 JR 中央線 4 駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）周辺には、魅力あるイベントや飲食店などの観光資源が集積しています。また、各種史跡や特徴のある店舗など、観光資源は区内全域に存在しています。

これら多種多様な区の魅力である観光資源を、「中央線あるあるプロジェクト」^{※1}や「観光情報発信事業」、「すぎなみ学倶楽部」^{※2}などの観光事業を通じて国内外に積極的に発信し、「にぎわい」の創出を図っていきます。

※1 中央線あるあるプロジェクト・・・区のほか、区内産業団体、企業、NPO 等で構成される実行委員会により運営される都市観光事業の一つ

※2 すぎなみ学倶楽部・・・主に区民ライターによって取材・執筆が行われている、杉並区の様々な分野の魅力を発信する区公式ウェブサイトの魅力

②区民との協働による杉並の魅力発信 **実計**

杉並や地域の魅力を一番身近に知り、発見することができる区民と協働で、未だ知られていない魅力を掘り起こすことにより「すぎなみ学倶楽部」の内容の充実を図ります。また、国外に居住しているかつて区民であった方などの協力を得て、海外現地で杉並の魅力を発信していきます。

③多言語化などインバウンド対応への取組 **実計** **重点**

今後、増加が見込まれる訪日外国人観光客を杉並区に誘致し、さらに、魅力あるまちとしてリピーターや新規来街者の獲得につながる高い評価を得ることができるよう、パンフレットやウェブサイトなど、観光情報の多言語化の更なる充実を図るとともに、外国人来街者にとって需要の高い無料公衆無線 LAN (Wi-Fi)^{※1}の整備を進めていきます。

※1 無線 LAN (Wi-Fi)・・・インターネット等のデータの送受信が行える通信環境を無線で提供すること

④地域との連携・協働による「杉並魅力創出事業」の推進 **実計** **新規** ^{※1}

地域の様々な魅力を開発し、組み合わせるなど、新たな観光コンテンツとして杉並の魅力を高めていく「杉並魅力創出事業」を、地域団体と連携・協働しながら推進していきます。

※1 コンテンツ・・・内容・中身のこと。一般的にはインターネット等で閲覧できる文章や画像、音楽など、中身となるひとまとまりの情報、又はそれらの組み合わせを意味することが多い

⑤来街意欲の喚起に向けた取組 **実計**

平成30年10月1日より交付が始まった「図柄入り杉並ナンバープレート」^{※1}、ドラマ等のロケへの協力をとおして、杉並のPRやにぎわい創出につながる「フィルムコミッション」^{※2}など、杉並区の知名度向上や話題づくりに取り組み、区外からの来街意欲の喚起を図ります。

※1 図柄入り杉並ナンバープレート・・・ラグビーワールドカップ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特別仕様ナンバープレートに続き導入される地方版図柄入りナンバープレートで、図柄が入ったナンバープレートのこと（平成30年10月1日から交付）

※2 フィルムコミッション・・・地域の活性化や観光振興等を図るために設置された、映画・テレビドラマ等の撮影場所誘致や撮影の支援を行う組織

取組2 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援

アニメ制作会社が日本一集積するという杉並区の特徴を活かし、アニメ制作会社との連携・協力により、アニメコンテンツ^{※1}を活用した、まちのにぎわい創出を図るとともに、アニメ産業の発展につながる支援を行っていきます。

※1 アニメコンテンツ・・・アニメ作品自体であるほか、キャラクターやストーリー、主題歌など、アニメを構成する映像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせのこと

⑥アニメーションミュージアムを活用したにぎわい創出の推進 **実計** **重点**

アニメーションミュージアムにおいて、区内産アニメコンテンツを活用したり、体験プログラムなど企画内容を充実させたりすることで、集客力の一層の強化を図り、商店街散策など、にぎわい創出につながる活用を進めていきます。アニメーションミュージアムについては、経済活性化などの効果をより高めるために、立地や施設規模等を総合的に判断し、引き続き移転場所を検討します。

⑦アニメ産業発展に向けた支援の充実 **実計**

杉並区のアニメ産業が将来に渡り持続的に発展するよう、起業支援や融資制度などの各産業支援策の利用促進を図るとともに、新作アニメのPRやアニメ制作過程における「ロケハン」^{※1}などの希望に対応できるよう相談機能を強化していきます。また、地域イベント等での出張ワークショップ（アニメ制作体験）の実施を通じて、アニメづくりの楽しさやすばらしさに触れる機会を拡充するなど、アニメ制作に関わる人材の裾野が広がる取組を実施していきます。

※1 ロケハン・・・ロケーション・ハンティングの略。アニメ制作におけるロケハンとは、作品のモデルとなる場面のイメージを明確にするため、適切な場所を探すこと

⑧杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」の活用促進 実計

民間事業者による「なみすけ」デザインの商品の販売等、商用利用を促進し、商店街の活性化やまちのにぎわい創出を図るとともに、「なみすけ」の知名度を高めていきます。

取組 3 地域活性化の核となる商店街づくり【再掲】

⑨地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進【再掲（P13）】 重点

⑩商店街からの提案事業への支援【再掲（P13）】 重点

⑪地域団体と連携した活性化の取組の推進【再掲（P14）】 新規

参考資料

■ 区内産業に関するデータ	・・・・・・・・・・・・・・・・	33
■ 杉並区産業振興基本条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	53

【区内産業に関するデータの記号】

SA : シングルアンサー (選択肢から1つ選択)

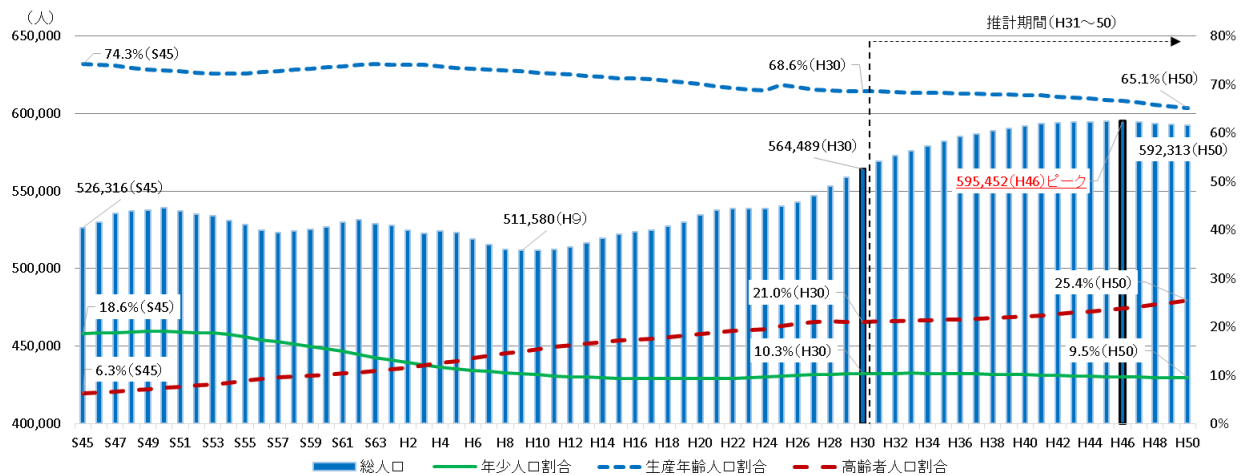
MA : マルチアンサー (選択肢から複数選択)

FA : フリーアンサー (文章で回答)

n : その設問の回答数

目標 1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち

(1) 杉並区人口の推移(昭和 45 年～平成 50 年)



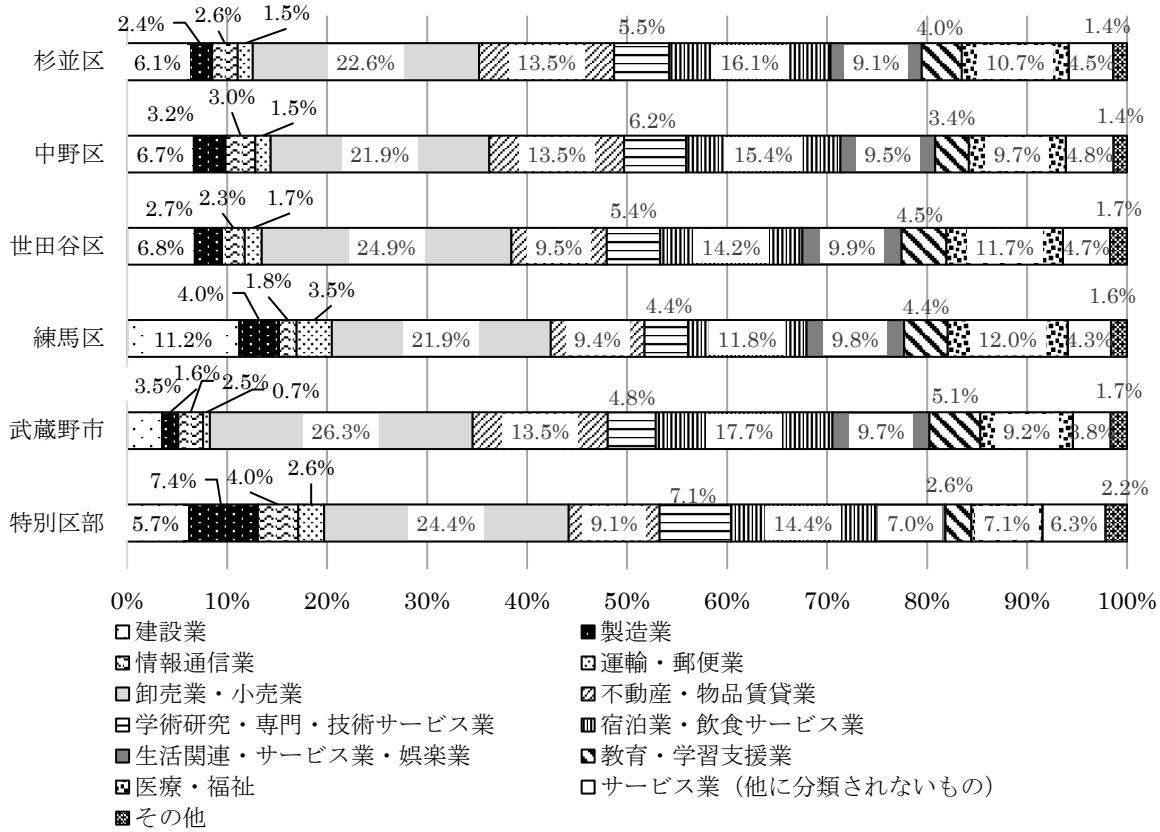
(2) 杉並区及び隣接自治体の事業所数・従業者数の推移

	事業所数 (所)			従業者数 (人)		
	平成 24 年	平成 28 年	増減率	平成 24 年	平成 28 年	増減率
杉並区	19,926	19,246	-3.4%	160,099	157,249	-1.8%
中野区	12,752	12,068	-5.4%	110,322	121,982	10.6%
世田谷区	24,536	27,034	10.2%	240,038	262,689	9.4%
練馬区	20,194	20,278	0.4%	167,060	172,477	3.2%
武蔵野市	7,560	7,467	-1.2%	87,590	81,486	-7.0%
特別区部	498,735	494,337	-0.9%	7,211,906	7,550,364	4.7%

(注) 公務を除く

出典：総務省統計局・経済産業省「平成 24 年・28 年経済センサス活動調査」

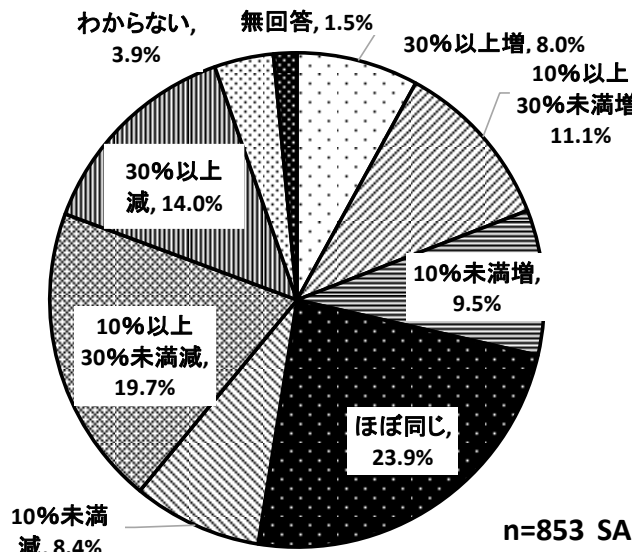
(3)産業分類別の事業所数の割合（近隣区市との比較）



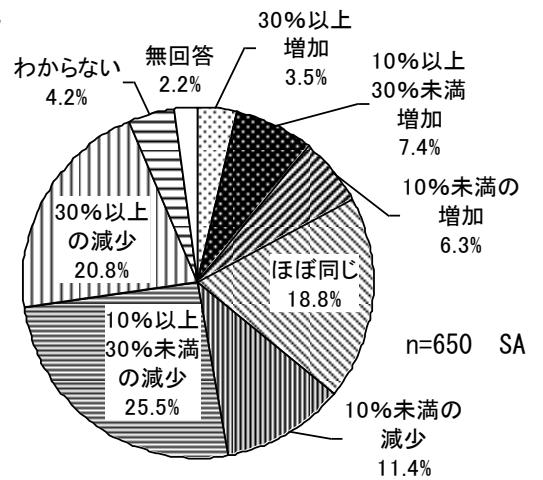
出典：総務省統計局・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」

(4)売上高の動向（5年前との比較）

〈29年度〉



〈23年度〉

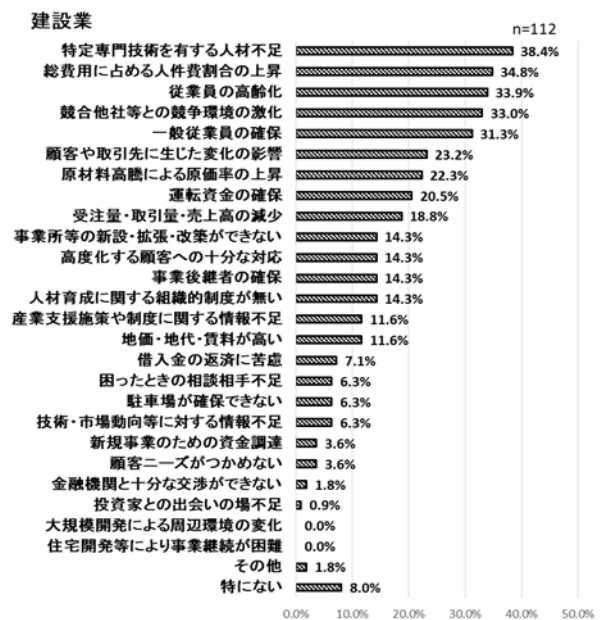
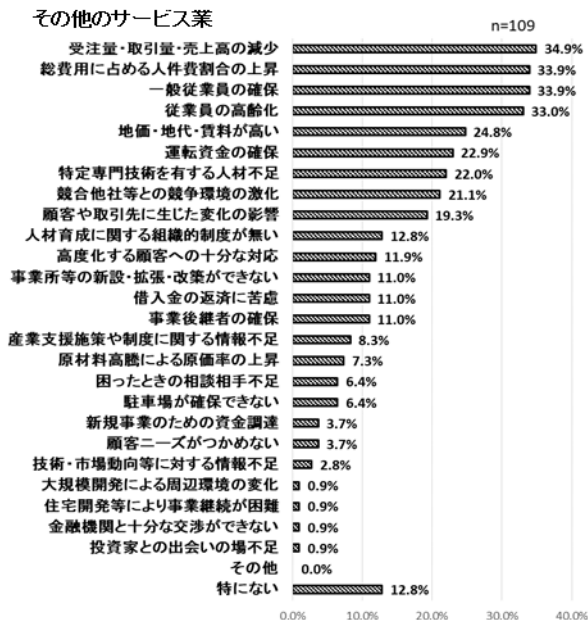
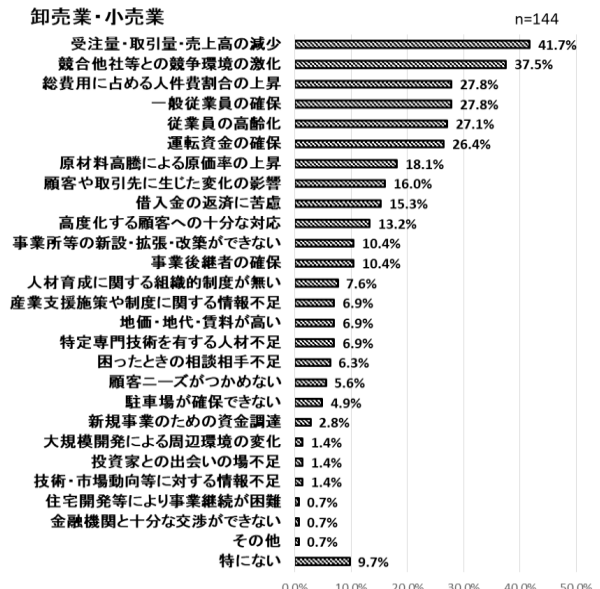
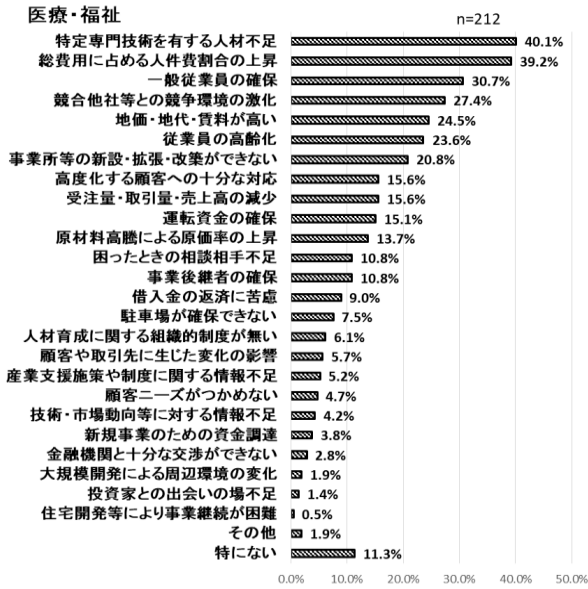


※23年度は3年前との比較

資料：平成29年度杉並区事業所実態調査

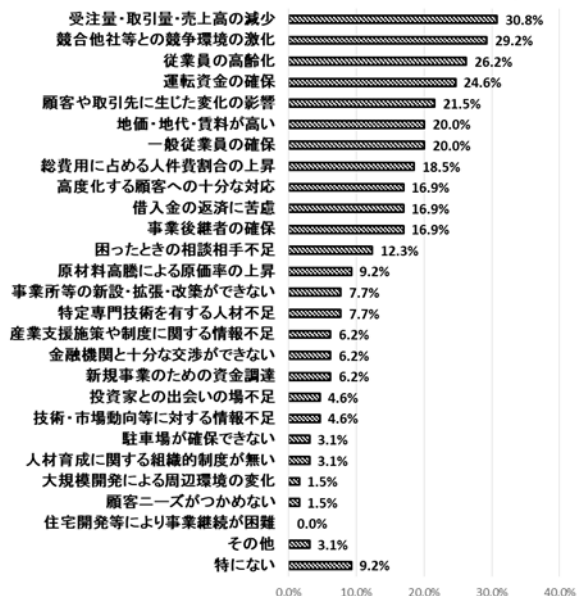
(5)経営上抱えている課題（業種別）

MA



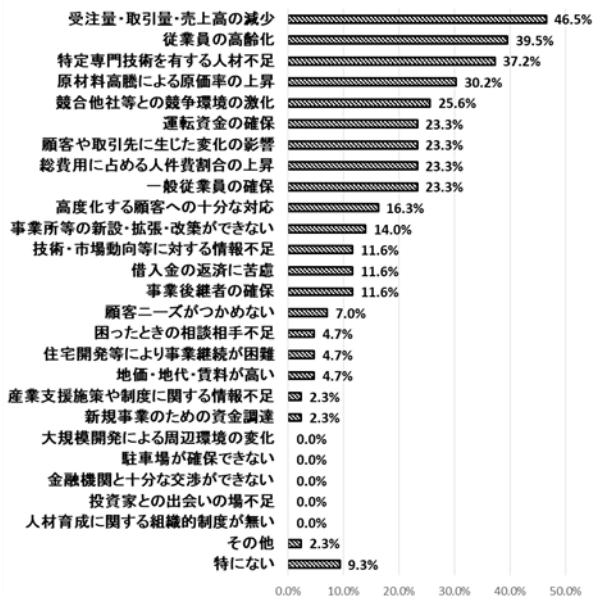
不動産業・物品賃貸業

n=65



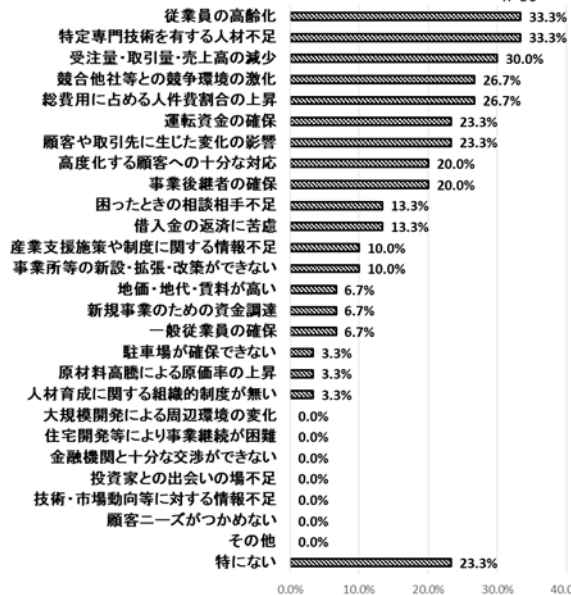
製造業

n=43



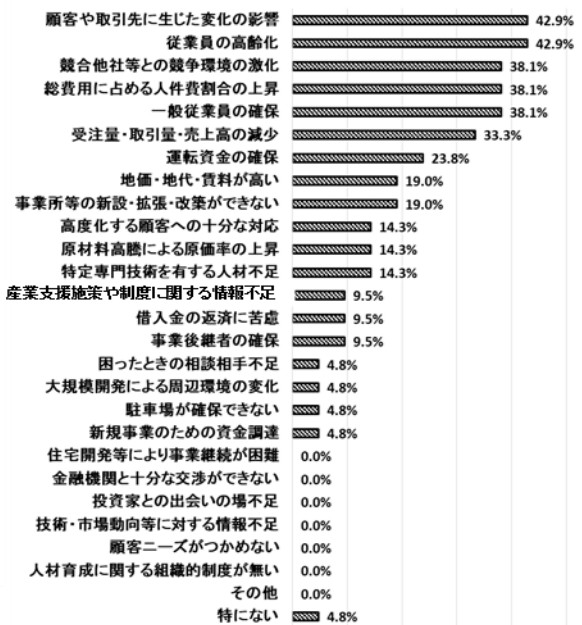
学術研究・専門技術サービス業

n=30



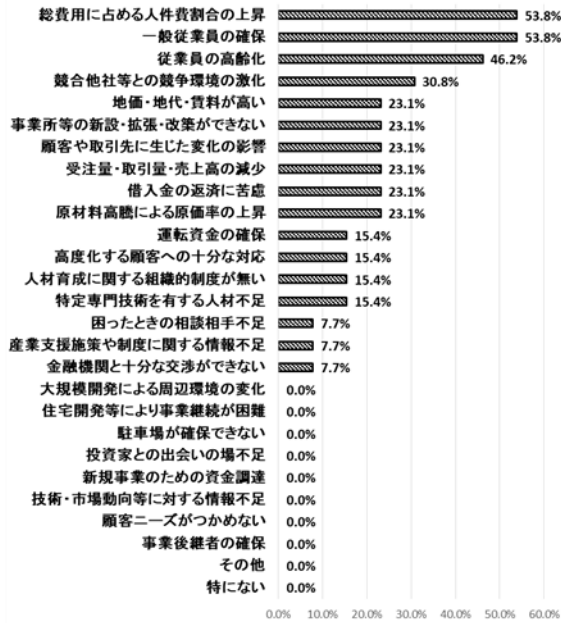
生活関連サービス業・娯楽業

n=21



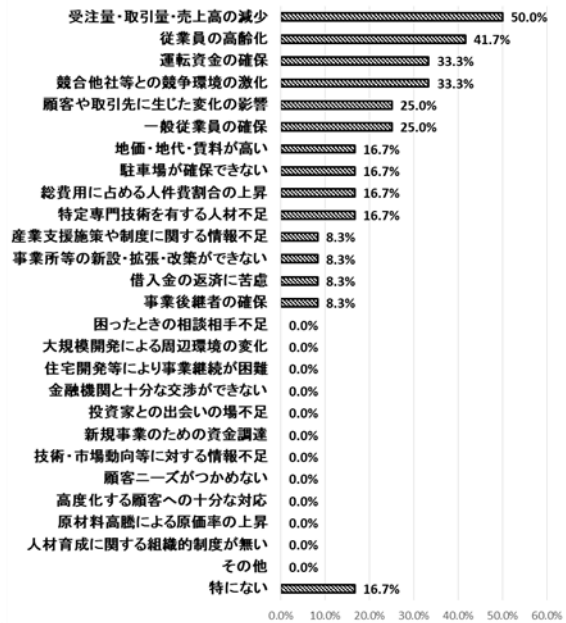
運輸業・郵便業

n=13



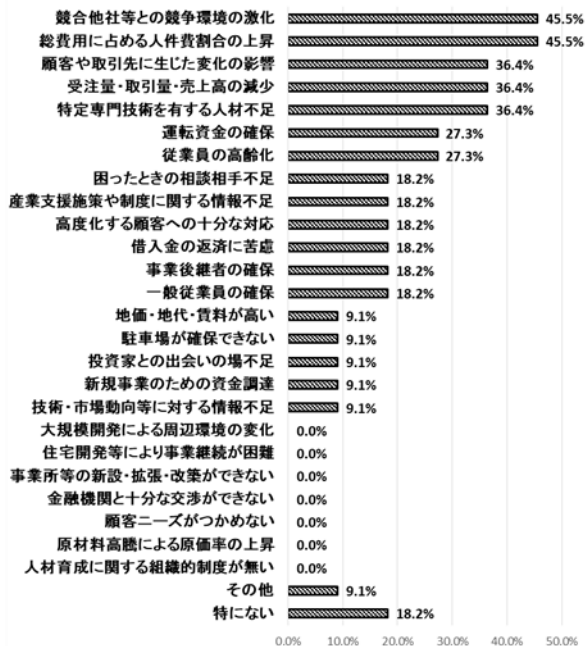
電気・ガス・熱供給・水道業

n=12



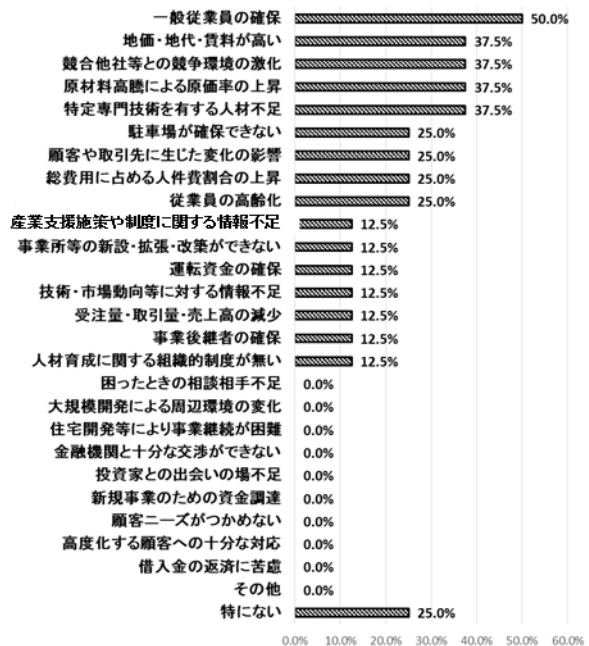
情報通信業

n=11



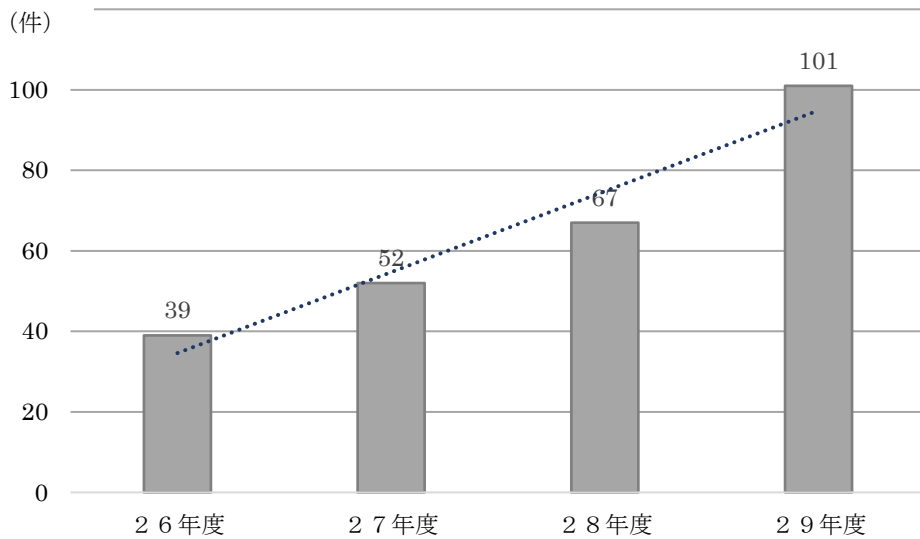
宿泊業・飲食サービス業

n=8



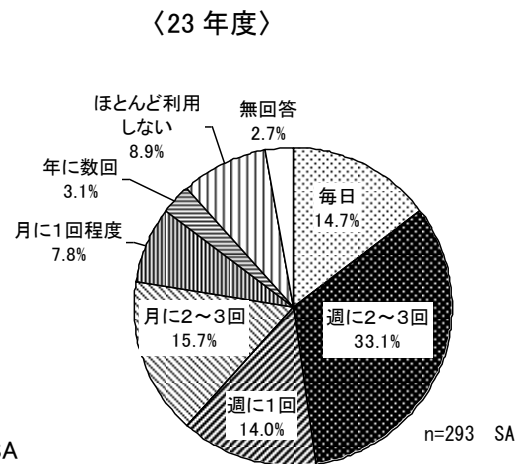
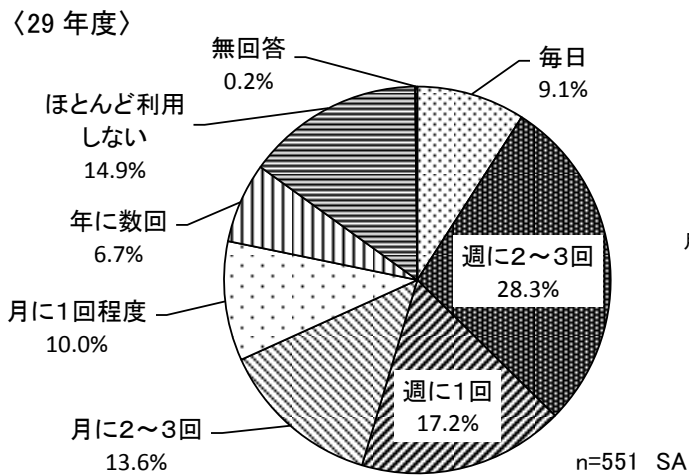
資料：平成 29 年度杉並区事業所実態調査

(6)創業支援による区内創業者数の推移



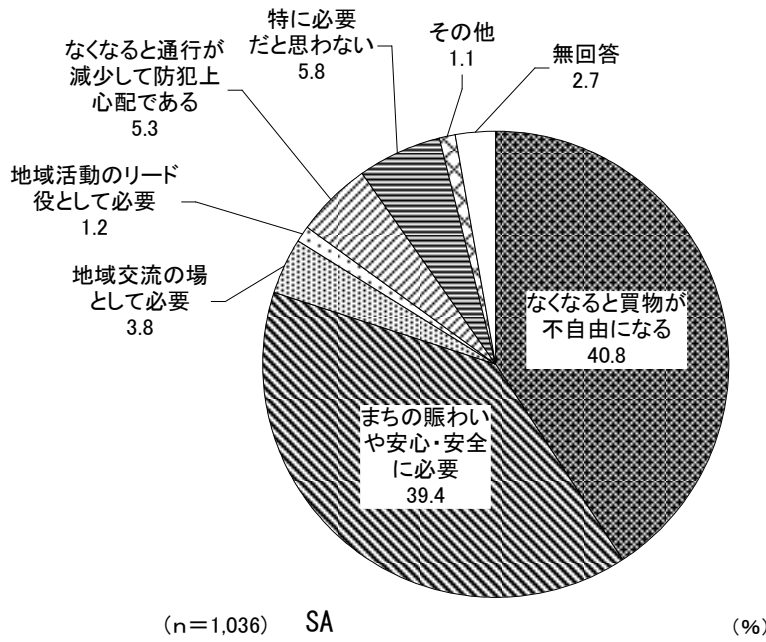
目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

(1)商店街の利用頻度



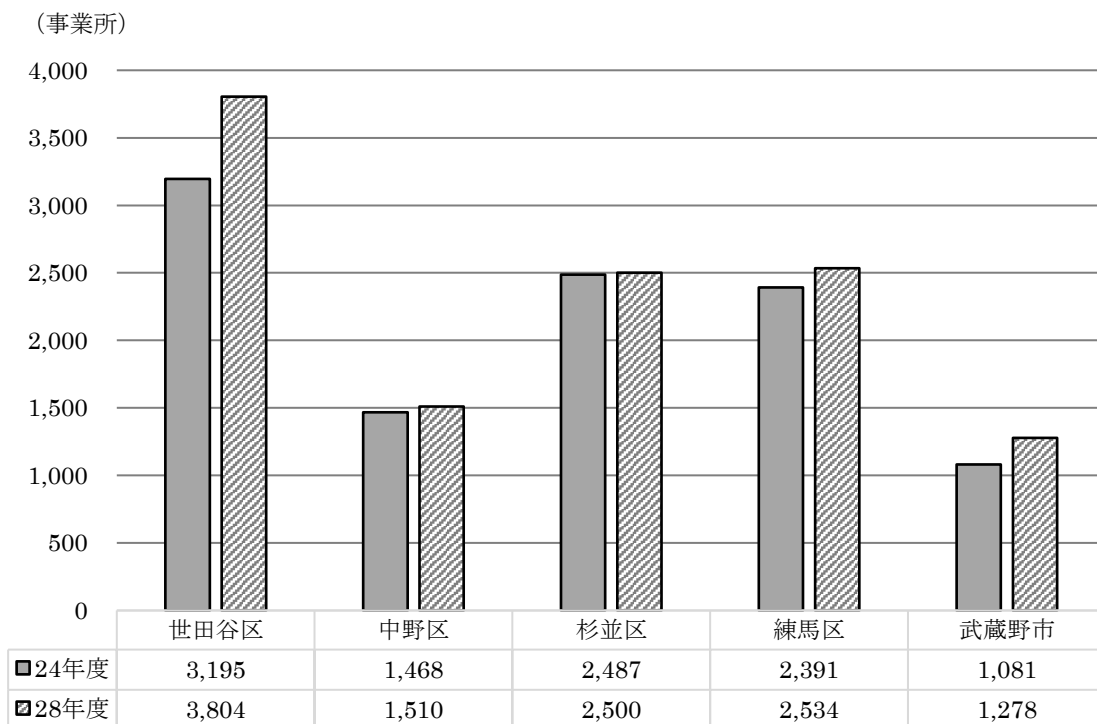
資料：平成29年度 杉並区の産業に関する区民意向調査

(2) 商店街が必要な理由



資料：第50回 杉並区区民意向調査（平成30年10月）

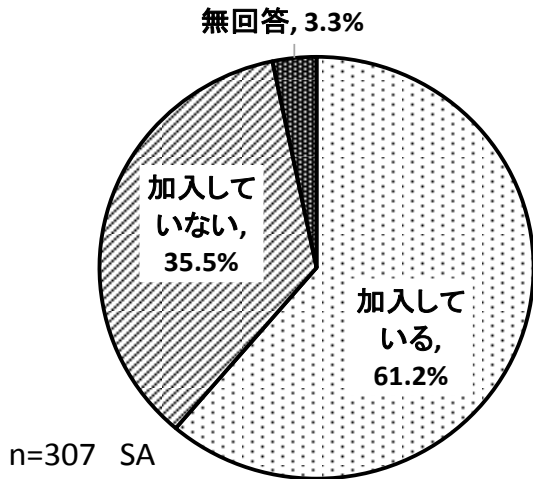
(3) 小売業の事業所数（近隣区市との比較）



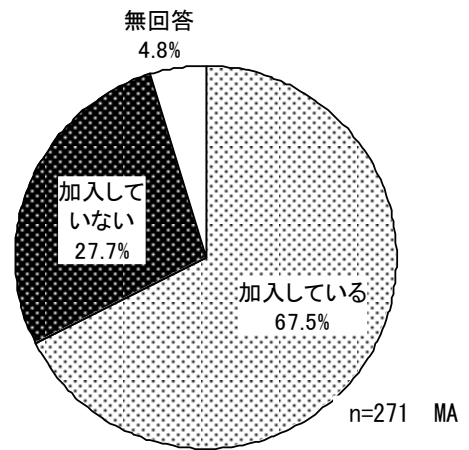
出典：総務省統計局・経済産業省「平成24年・28年経済センサス活動調査」

(4) 商店街組織への加入状況

〈29 年度〉



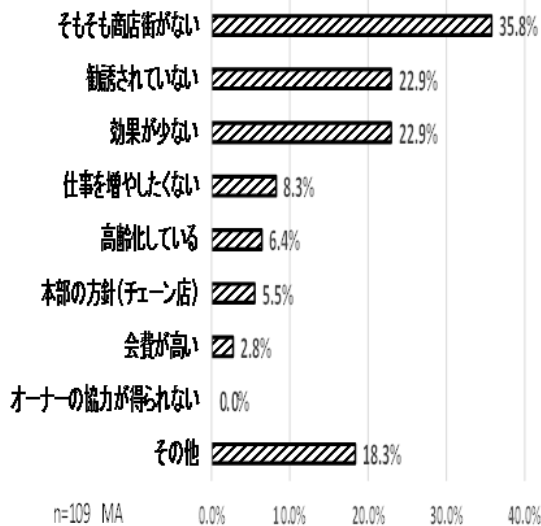
〈23 年度〉



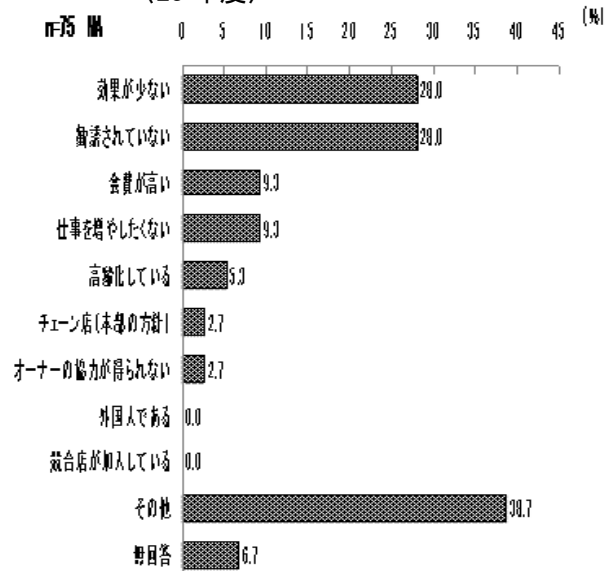
資料：平成 29 年度杉並区商店実態調査

(5) 商店街組織へ加入しない理由

〈29 年度〉



〈23 年度〉



【その他】

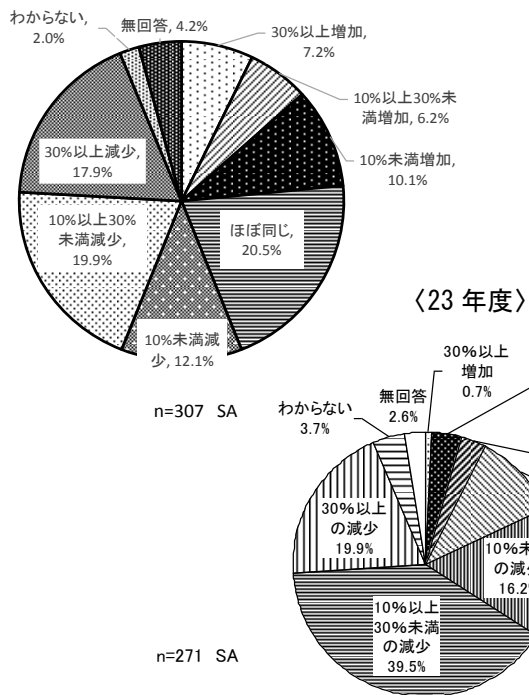
- ・ (商店街組織が) あったけれど解散してしまった
- ・ 人もいれかわりつき合わなくなった
- ・ 時間の余裕がない。杉並区以外から通勤しているため
- ・ 商店街が機能していない
- ・ 店での販売をほとんどしていない
- ・ 加入の必要性を感じていない
- ・ 商店街から離れている
- ・ 商店会費の使い方が不透明で脱退した
- ・ 商店数の激減
- ・ 商店街のスタンプサービスの対応が不向きなので

資料：平成 29 年度杉並区商店実態調査

(6)売上高・客数の変化

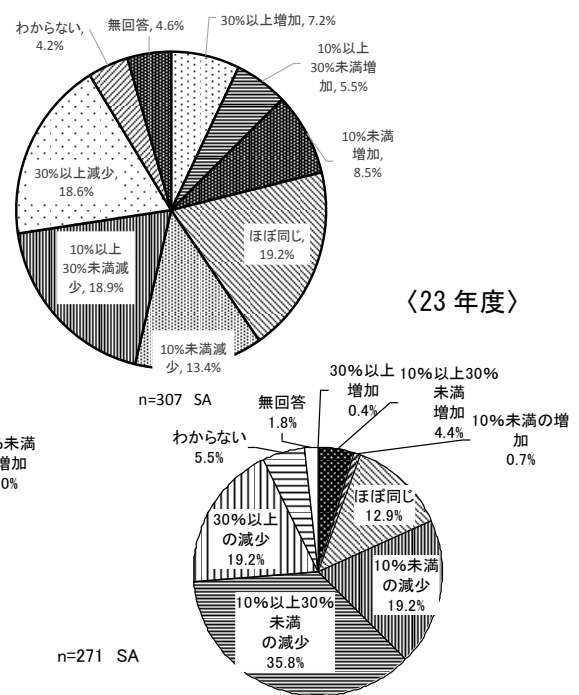
〈29年度〉

(a) 5年前と比較した売上高の変化



〈29年度〉

(b) 5年前と比較した客数の変化

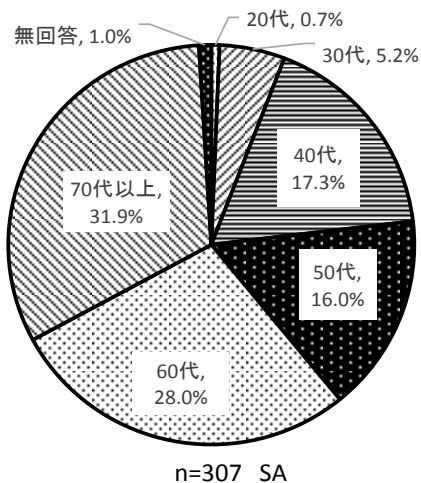


※23年度は3年前との比較

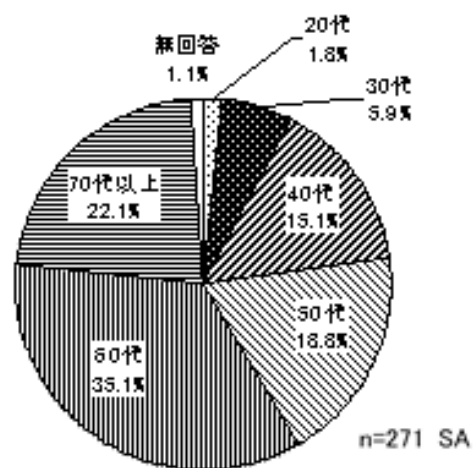
資料：平成29年度杉並区商店実態調査

(7)代表者の年齢（商店）

〈29年度〉



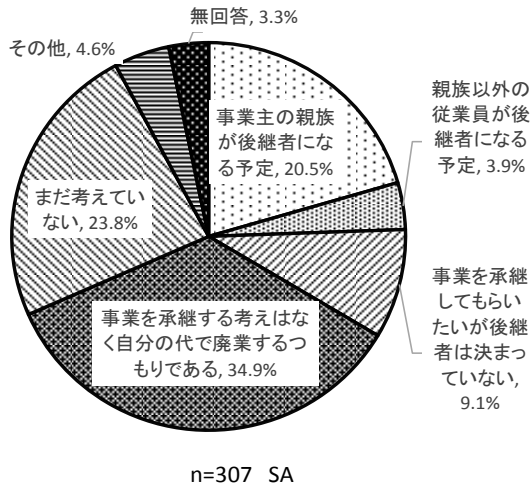
〈23年度〉



資料：平成29年度杉並区商店実態調査

(8) 商店における事業後継者の有無

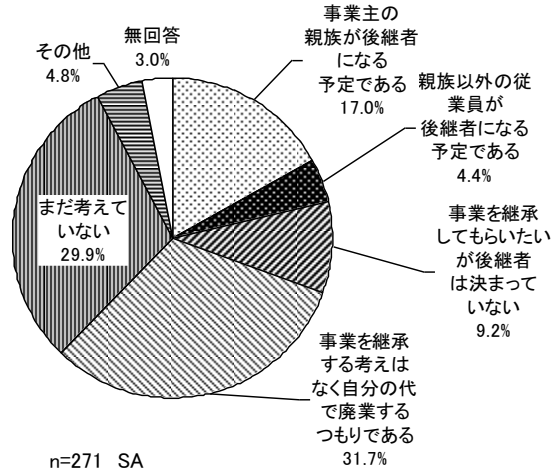
〈29 年度〉



【その他】

- ・経営母体の本社が決める(3)
- ・法人のため(2)
- ・企業の直営系列店での人員配置

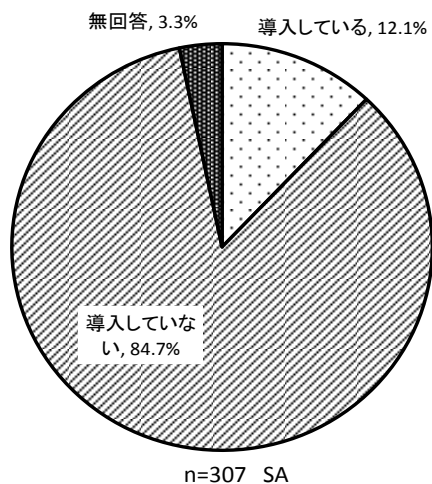
〈23 年度〉



資料：平成 29 年度杉並区商店実態調査

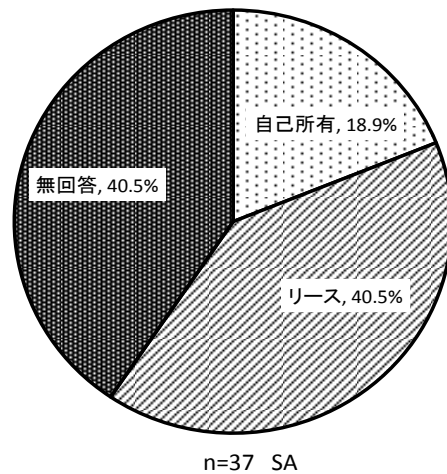
(9) 電子マネー決済システム導入状況

(a) 電子マネー決済システム導入の有無



(b) 電子マネー端末所有の有無

(電子マネー決済システムを「導入している」と回答した店舗)

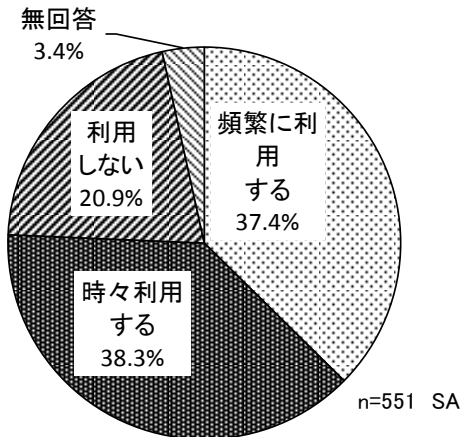


資料：平成 29 年度杉並区商店実態調査

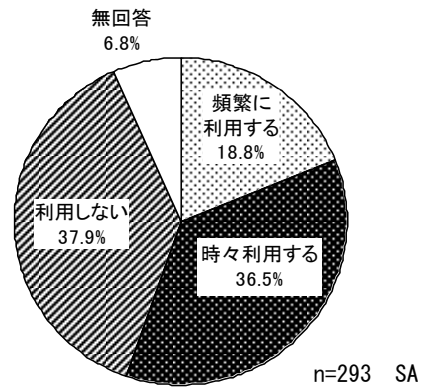
(10)店舗以外での購入動向 インターネット・宅配

■インターネットショッピングの利用頻度

〈29 年度〉



〈23 年度〉



【インターネットショッピングで購入する主な商品】

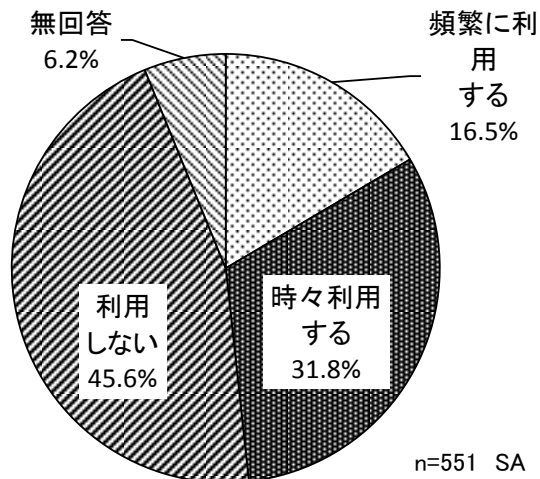
① 日用品・雑貨 106	② 書籍 89	③ 衣類 82	④ 家電 48
⑤ 食品 36	⑥ 飲料 36	⑦ 化粧品 25	⑧ CD・DVD等 17
⑨ ペット用品 14	⑩ 家具・寝具 13		

その他、贈答品、趣味の品、サプリメント・健康食品、玩具など

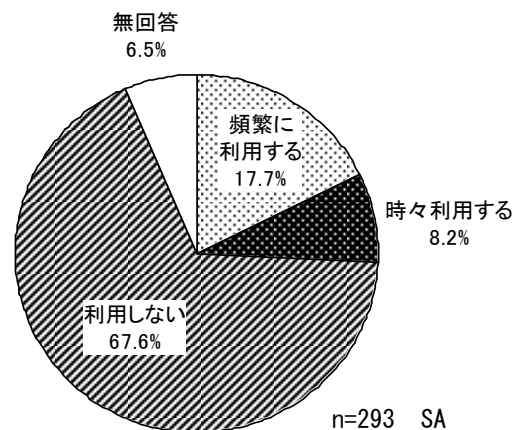
資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

■宅配サービス（生協・ピザ・すしなど）の利用頻度

〈29 年度〉



〈23 年度〉



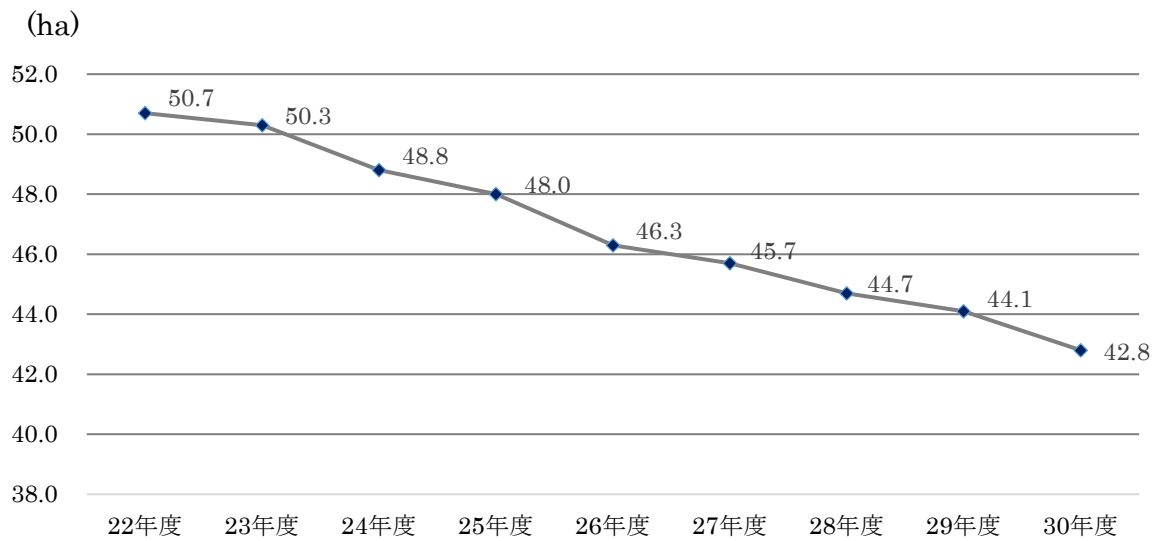
【利用する主な宅配サービス】

① ピザ 83	② 食料品 55	③ すし 34	④ 生協 33
⑤ 食事・弁当 20	⑥ 飲料 13	その他、日用品、野菜・果物など	

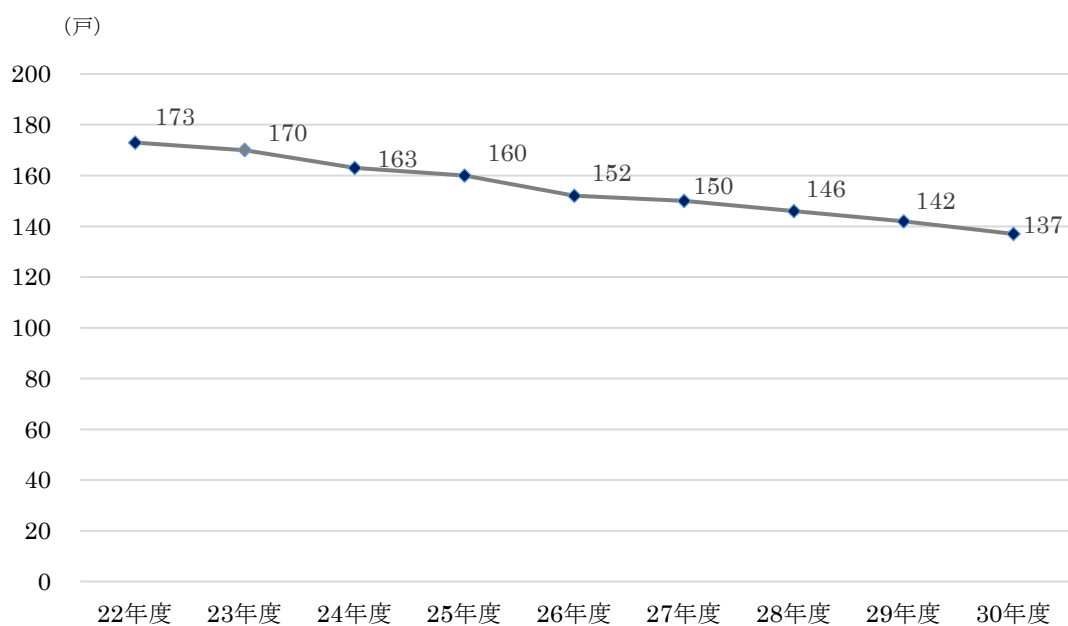
資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

(1)杉並区の農地面積の推移



(2)杉並区の農家数の推移



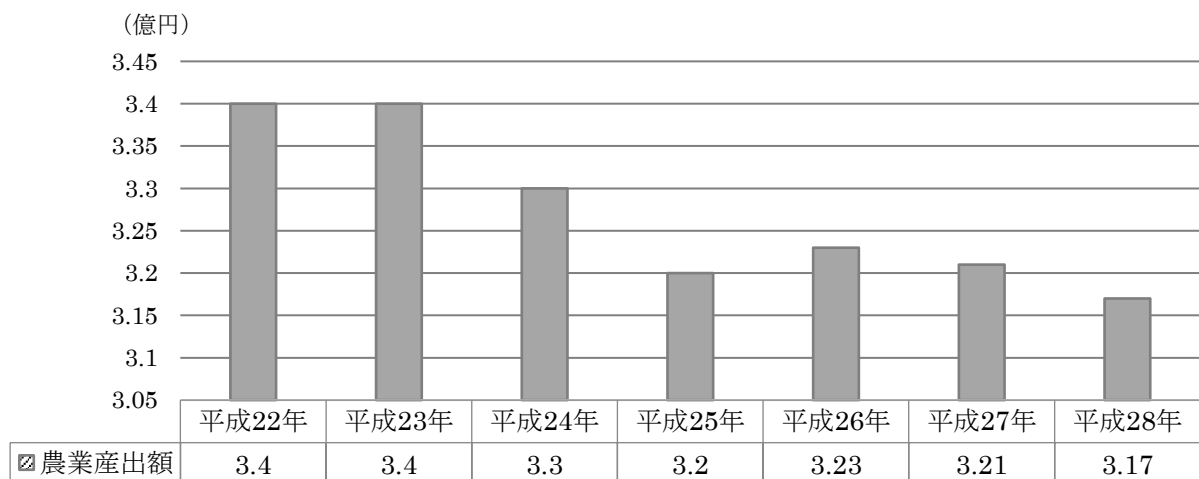
(3)主な栽培品目（近隣区市との比較）

単位：t

杉並区		練馬区		中野区		世田谷区		武蔵野市	
品目（野菜）	収穫量	品目（野菜）	収穫量	品目（野菜）	収穫量	品目（野菜）	収穫量	品目（野菜）	収穫量
トマト	90	キャベツ	1873	カリフラワー	24	ダイコン	122	ダイコン	97
ダイコン	84	ダイコン	620	ダイコン	9	コマツナ	84	キャベツ	51
ナス	79	トマト	318	ナス	9	パレイシヨ	82	ニンジン	48
キャベツ	54	ナス	261	トマト	9	トマト	64	トマト	44
パレイシヨ	38	パレイシヨ	209	パレイシヨ	6	キャベツ	60	ナス	42
ハクサイ	31	ニンジン	205	キャベツ	5	キュウリ	50	コマツナ	41
コマツナ	26	ハクサイ	188	キュウリ	3	ネギ	37	パレイシヨ	37
キュウリ	25	ブロッコリー	153	ネギ	3	ブロッコリー	36	ハクサイ	30
ネギ	24	ネギ	142	カンショ	3	ナス	36	ネギ	23
ブロッコリー	19	コマツナ	120	ハクサイ	3	ハクサイ	35	ブロッコリー	22
品目（果樹）	収穫量	品目（果樹）	収穫量	品目（果樹）	収穫量	品目（果樹）	収穫量	品目（果樹）	収穫量
カキ	11	カキ	77	ブルーベリー	0	ブドウ	16	ニホンナシ	19
クリ	5	ブドウ	40	カキ	0	ウンシュウミカン	10	ブドウ	11
キウイフルーツ	5	ブルーベリー	31	ウメ	0	ウメ	7	カキ	9
柑橘類	3	キウイフルーツ	12	キウイフルーツ	0	カキ	6	ブルーベリー	4
ウメ	2	ウメ	4	—	—	クリ	4	キウイフルーツ	4
ブルーベリー	2	クリ	4	—	—	ブルーベリー	2	クリ	1

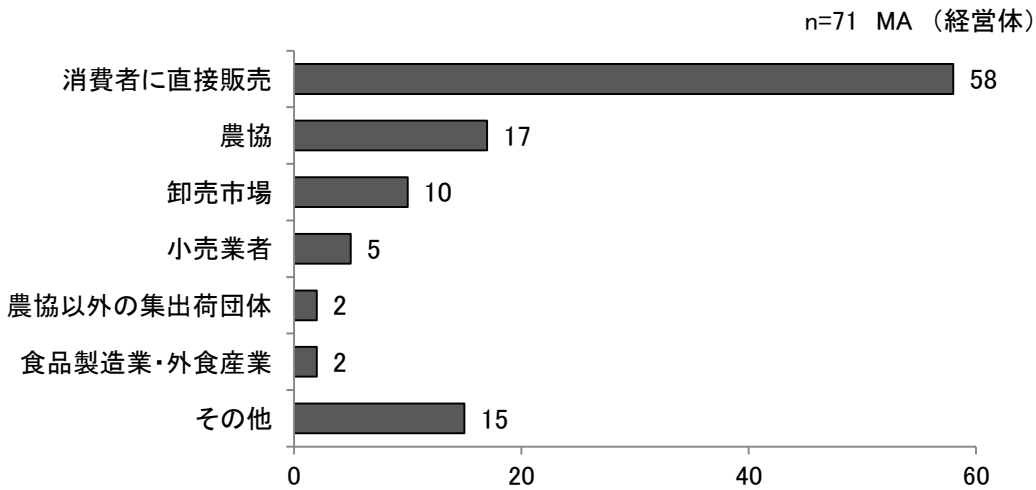
※表示単位に満たないものは「0」で表記 出典：「東京都農作物生産状況調査報告書」（平成26年産）

(4)杉並区の農業産出額



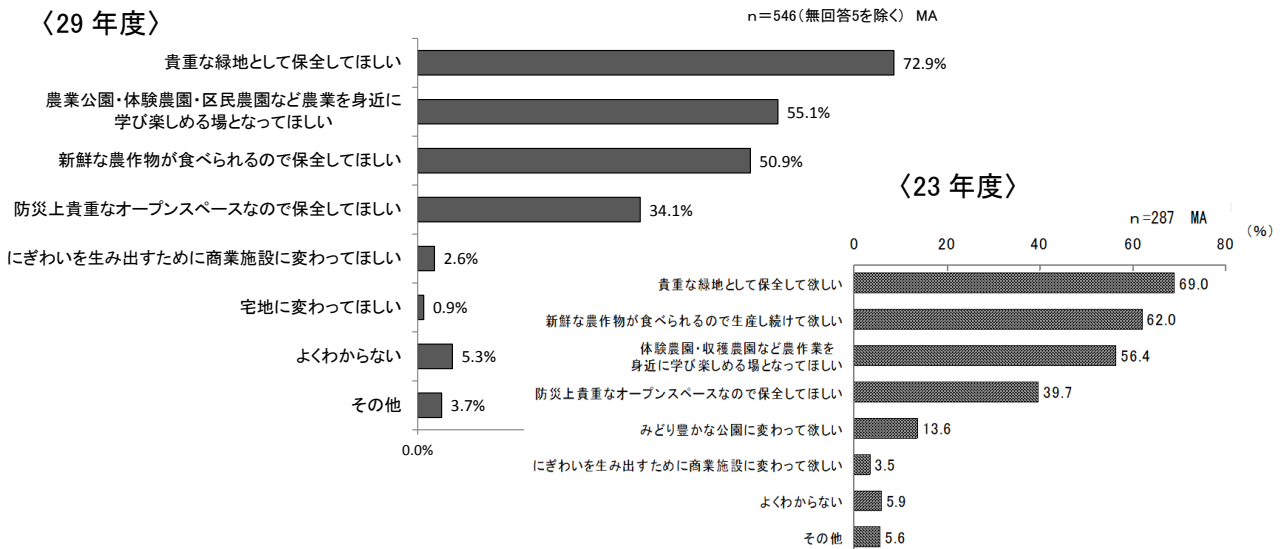
出典：「東京都農作物生産状況」（東京都産業労働局農林水産部）

(5) 杉並区の農産物出荷先



出典：「2015年農林業センサス」（Ⅱ農業経営体 21 農産物出荷先別経営体数）

(6) 農地面積の減少に対する区民の意見

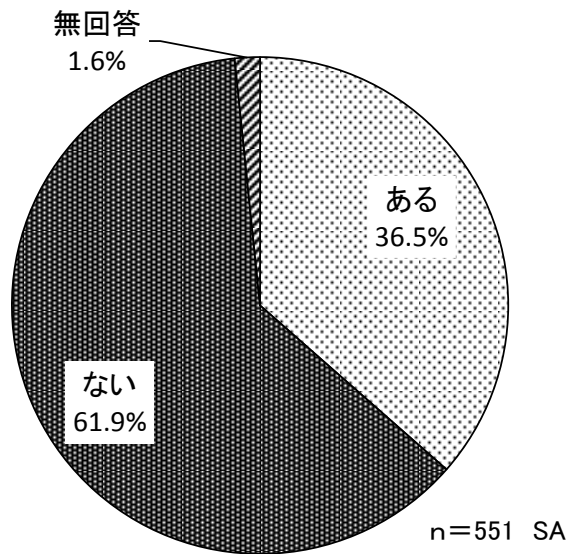


【その他】

- ・直売所を増やし、告知してほしい
- ・緑地の面積をできるだけ残してほしい
- ・区としても保全してほしい
- ・公園でもかまわない
- ・農家が今後も存続できるようにしてほしい
- ・農業はこれからも大切な産業
- ・農業は東京以外でやればいい

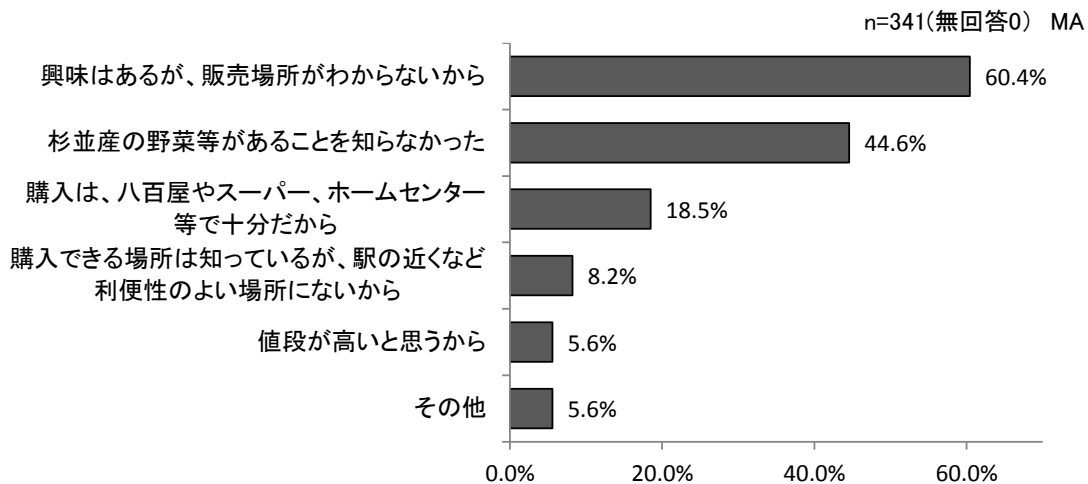
資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

(7)杉並農産物の購入の有無



資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

(8)杉並農産物を購入しない理由（購入したことがない人のみ回答）

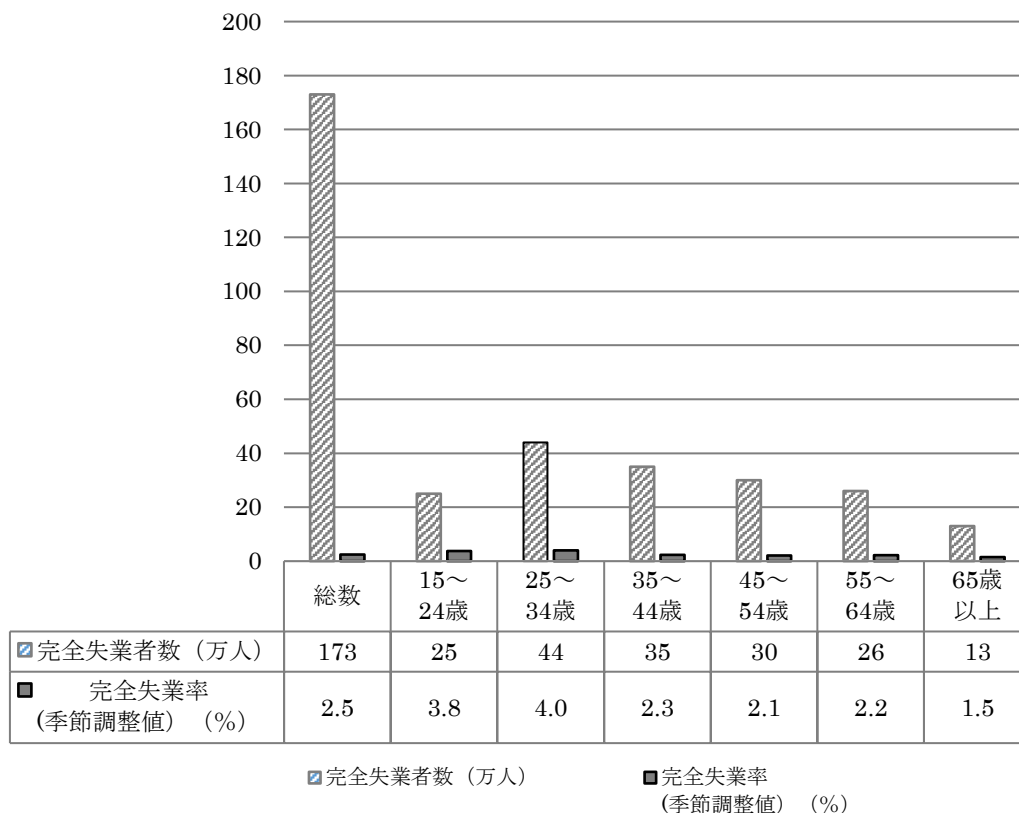


- | 【その他】 | |
|-----------------|--------------------|
| ・近所に畑がない | ・近所に扱っている店がない |
| ・都会で汚染されていないか心配 | ・自宅近くにないため |
| ・販売場所を見たことがない | ・関東以外の野菜を取り寄せているため |

資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

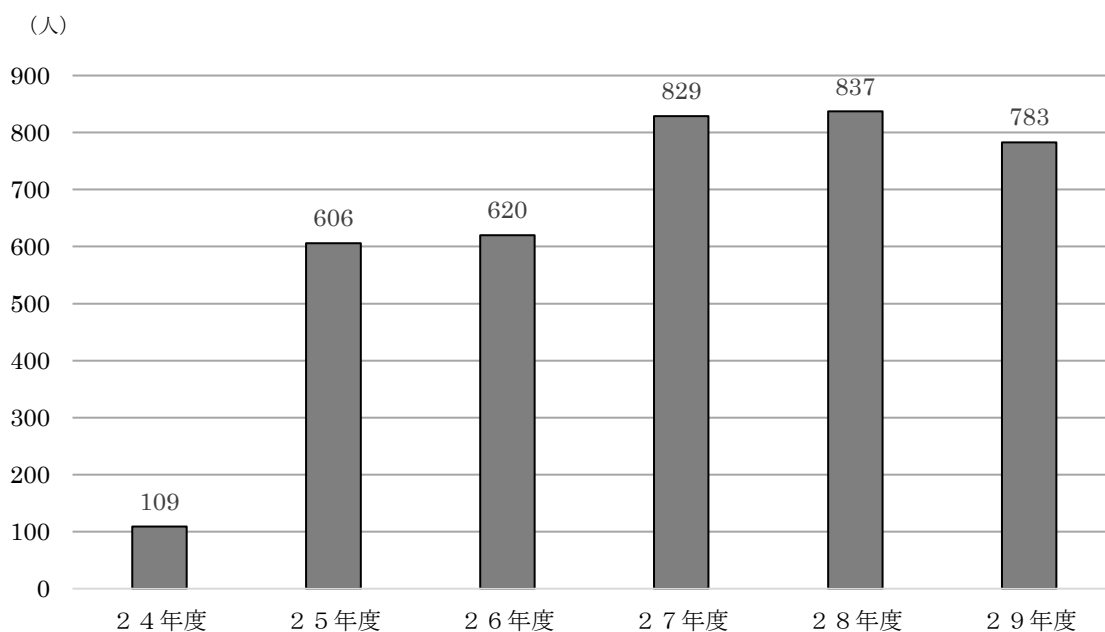
目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

(1)完全失業者の状況（平成30年3月）



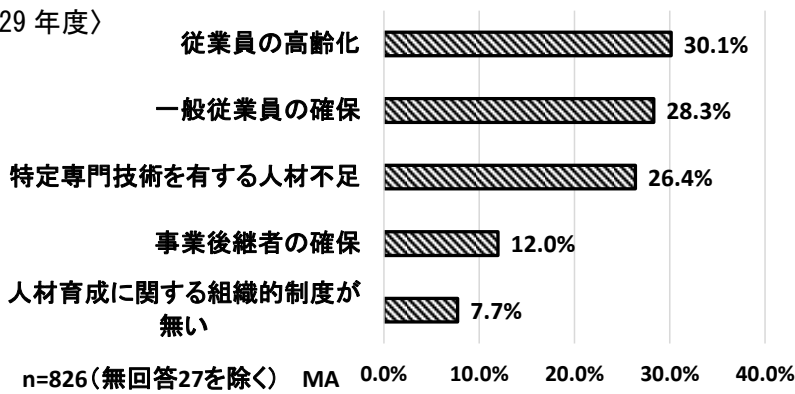
出典：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」平成30年（2018年）3月分（速報）より作成

(2)就労支援センター利用者 就職決定者数

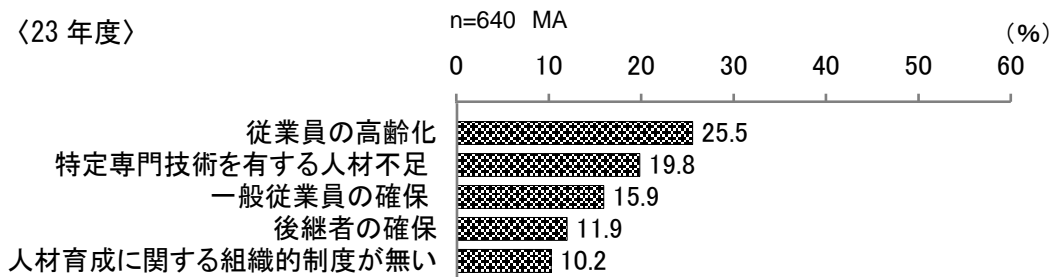


(3)人材に関する経営課題

〈29 年度〉

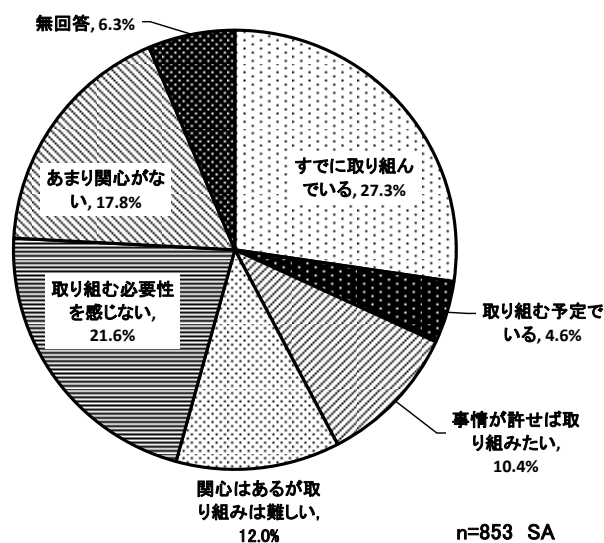


〈23 年度〉



資料：平成 29 年度杉並区事業所実態調査

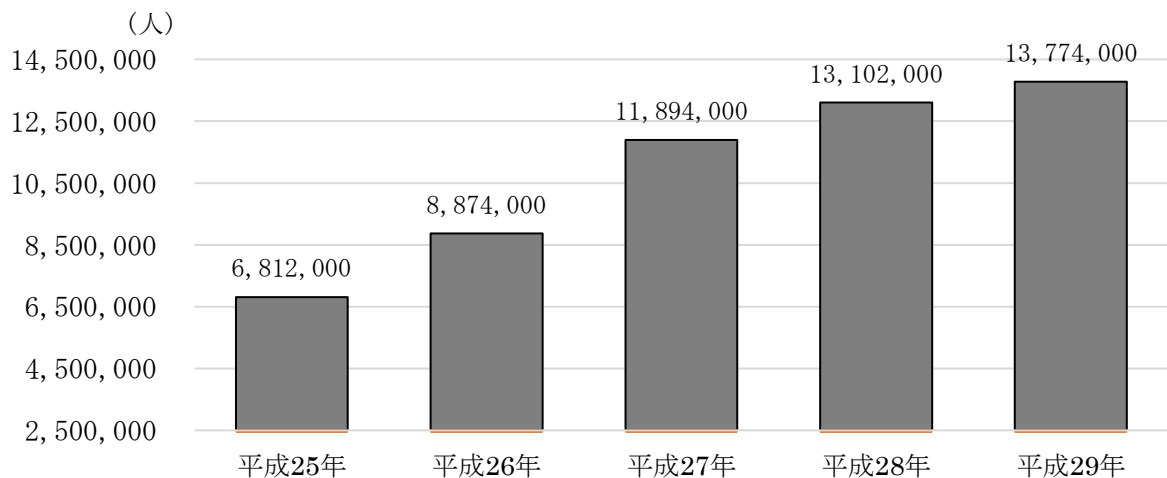
(4)ワーク・ライフ・バランスへの取組状況



資料：平成 29 年度杉並区事業所実態調査

目標5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち

(1)訪都外国人旅行者数（推計）



■ 東京都観光客数等実態調査 ※東京都統計資料より

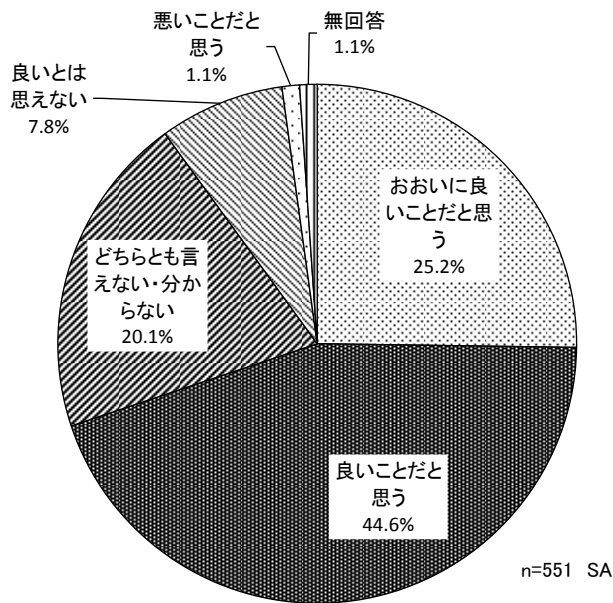
(2)杉並の観光資源

グループ	記述数	主な回答
イベント・まつり	120	・東京高円寺阿波おどり・阿佐谷七夕まつり・地域のイベント ・阿佐谷ジャズストリート・区内各神社のお祭り
自然・緑・公園・川	113	・大きな公園など緑の多いところ・善福寺川・豊かな緑 ・川沿いの緑豊かな環境・善福寺公園・神田川の桜
アニメ	42	・アニメ制作会社・アニメーションミュージアム
街	34	・駅ごとに異なる個性的な街・個性的な個人店がある街 ・緑豊かな街並み・駅周辺の個性的な街の雰囲気・きれいな街並み
芸術文化	34	・高円寺の若者文化・文化施設があること・中央線サブカルチャー ・ライブハウス・戦前の郊外邸宅・JAZZ・マニアックなファッション性
商店街	31	・高円寺、阿佐谷の個性的な商店街・中央線沿線などの特徴ある商店街 ・商店街の多さ・様々な商店街
神社仏閣	28	・史跡・妙法寺・神社仏閣・井草八幡宮
個人商店	25	・個性的な個人店・雑貨屋・昔ながらの個人商店・古着屋・古本店 ・質の高い個人商店・駅前の店舗・豊富な個人商店・アンティーク
飲食店	24	・充実した飲食店・個性的な飲食店・飲み屋街・カフェ・ラーメン ・面白い飲食店・おいしいお店
その他	36	・活気・鉄塔・歴史・人・著名人宅・個性的な人など
なし	30	
わからない	32	

n= 333（無回答 218 を除く）FA

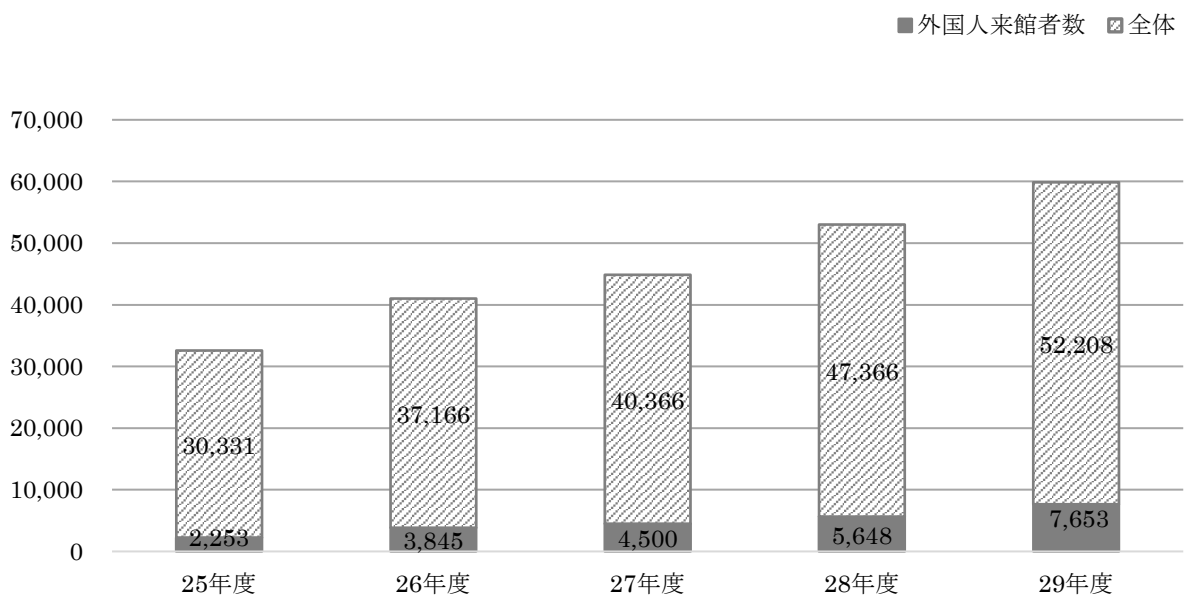
資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

(3) 「にぎわい」や「活気」の創出について

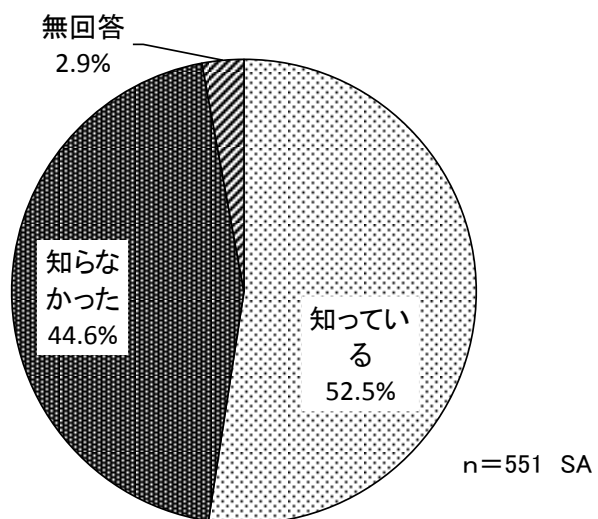


資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

(4) アニメーションミュージアムの入場者数



(5)アニメーションミュージアムの認知度



資料：平成 29 年度杉並区の産業に関する区民意向調査

杉並区産業振興基本条例

杉並区では、良好な住宅都市として発展する中で、商業、工業、農業をはじめ、情報関連産業やサービス業等様々な産業が営まれてきた。

これからの杉並区を、地域ににぎわいと活力を生み出す産業と住環境とが調和した、より質の高い住宅都市へと発展させていくためには、全ての事業者、区民及び区は、相互に協力し、産業の持つ多面的な機能と魅力を高め、さらにその機能と魅力を将来に伝えていかなければならない。

そのためには、より豊かに安心して暮らせるまちづくりという観点に立って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、商業、工業、農業といった枠組みを越えた横のつながりを意識した新たな取組や、地域の特性や事業者の意欲と多くの人々の力が生かされる取組等を進めていく必要がある。

これらの取組に向けて、産業振興における基本方針と施策の方向性を明らかにするとともに、全ての人々が手を携えて、杉並らしい産業を振興していくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、産業振興（区における産業の振興をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興の総合的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 産業経済団体 区内に存する商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。）、商店会（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。）その他産業振興を図ることを目的とした団体として区長が認めたものをいう。

(基本方針)

第3条 産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 住環境と調和した産業振興を図ること。
- (2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。
- (3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。
- (4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。

- (5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。
- (6) 区民の安定的な就労を促進すること。
- (7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。
- (8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び産業経済団体（以下「事業者等」という。）は、自らが地域社会の一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自覚し、地域活動への積極的な参加及び応分の負担を行う等、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、他の事業者等と相互に連携し、情報の交換及び共有を行い、事業の発展及び地域経済の活性化に努めなければならない。
- 3 事業者等は、区民の利便性及び快適性の向上のための環境の整備等を通じて、地域社会に貢献するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めなければならない。
- 5 事業者は、産業経済団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、産業経済団体への加入等により、産業振興の基盤強化に資するよう努めなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、地域経済の活性化を通じて、区民生活の向上及び地域社会の発展に意欲を持って取り組む事業者等について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うものとする。

- 2 区は、産業経済団体に加入する事業者に対し必要な措置を講ずる等、産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を支援するものとする。
- 3 区は、産業振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の関係機関との連携を図るものとする。
- 4 区は、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定め、必要に応じて施策及び事業の評価及び見直しを行うものとする。

(区民の理解と協力)

第6条 区民は、自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内製品の消費を積極的に進め、産業振興に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例（平成16年杉並区条例第41号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存する杉並区産業振興計画は、第5条第4項の規定により定められた産業振興に関する計画とみなす。